投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日
2025年6月11日

Asset Management One

MHAMスリーウェイオープン

追加型投信／国内／資産複合

■ この目論見書により行う「ＭＨＡＭスリーウェイオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により、有価証券届出書を2025年６月10日に関東財務局長に提出しており、2025年６月11日にその効力が生じております。

■「ＭＨＡＭスリーウェイオープン」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** （受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
【ホームページアドレス】 **https://www.am-one.co.jp/**

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長　　杉原　規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　　次

第一部【証券情報】・・・

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＭＨＡＭスリーウェイオープン(以下「当ファンド」といいます。)

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額※とします。

※　「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（５）【申込手数料】

①　通常のお申込みのお取扱い

申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、1.1％（税抜1.0％）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

② 確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い
無手数料とします。

③ 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

④ 「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

⑤ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

① 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。

② 「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年6月11日から2025年12月10日まで

※ 申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（９）【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①　投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年１月４日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

②　確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式・公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、信託財産の安定的な成長を目標として運用を行います。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ．わが国の3資産（株式・債券・短期金融資産）に分散投資します。

Ⅱ．「ＴＡＡ※モデル」の指示により、資産配分を行います。

※ ＴＡＡ（タクティカル・アセット・アロケーション）とは、「戦術的資産配分」の意味で、株式や債券等の資産間における相対的な価値を判断し、割安と判断される資産への投資比率を上げ、割高と判断される資産への投資比率を下げる運用手法をいいます（以下同じ。）。

②　2,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③　一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型 追加型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国　　内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合 （株式、債券、短期金融資産、その他資産（投資信託証券（株式）） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

資産複合 （株式、債券、短期金融資産、その他資産（投資信託証券（株式）））	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 ※ 当ファンドでの株式への投資は、マザーファンド受益証券（投資信託証券）を通じて行うことがあります。
資産配分変更型	
年２回	目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（２）【ファンドの沿革】

1993年11月26日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
1998年11月30日	当ファンドの信託期間を無期限に変更 当ファンドの決算を年１回（9月10日）から年２回（3月10日および9月10日）に変更 当ファンドの投資対象に「富士ＴＯＰＩＸオープンマザーファンド」を追加
1998年12月１日	１口当たり元本額を１万円から１円に変更するための受益権分割を実施
2007年１月４日	投資信託振替制度へ移行
2007年７月１日	当ファンドの名称を「富士スリーウェイオープン」から「ＭＨＡＭスリーウェイオープン」に変更
2016年10月１日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2021年7月2日	ファンドの主要投資対象に「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」を追加
2021年12月17日	ファンドの主要投資対象から「ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸマザーファンド」を削除

（３）【ファンドの仕組み】

①　当ファンドの運営の仕組み

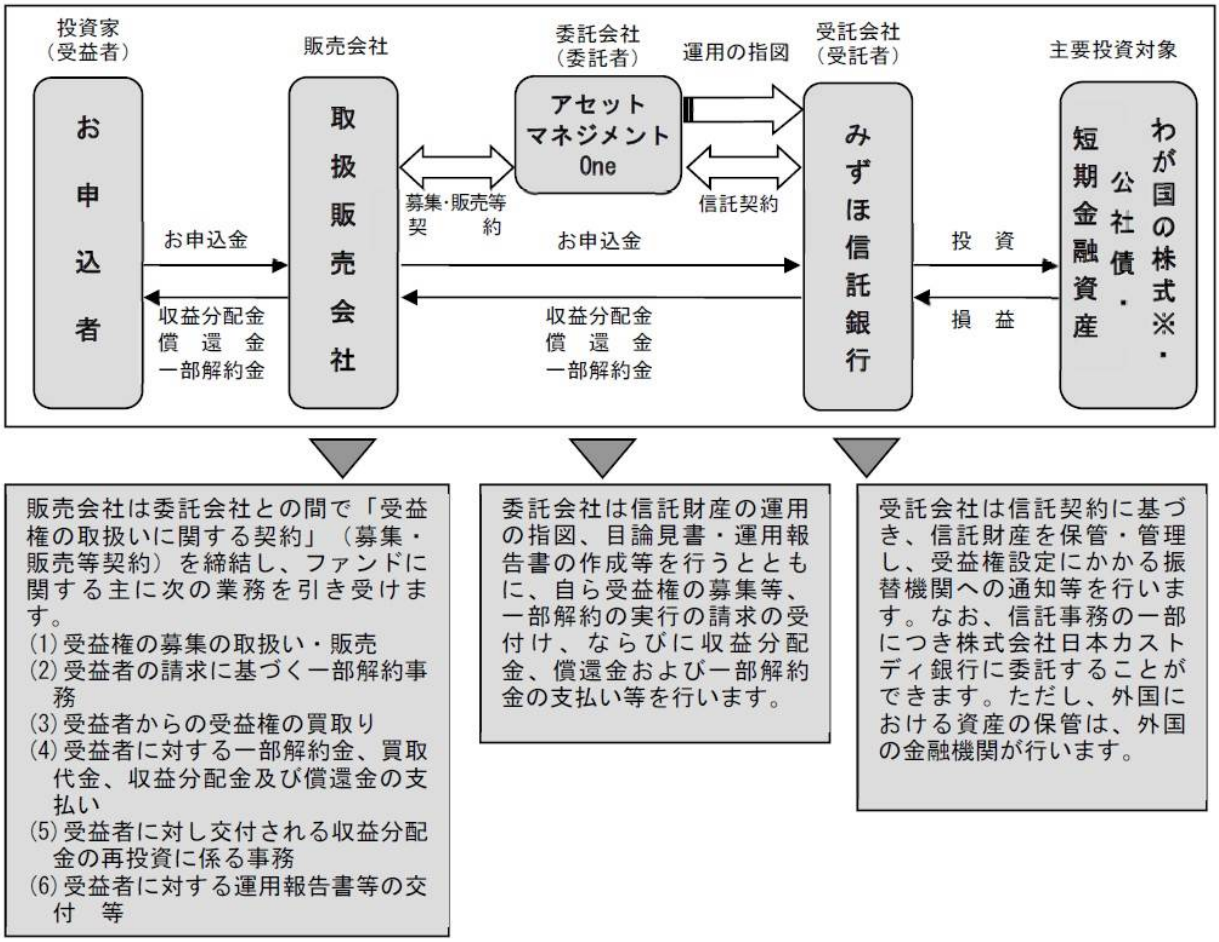

※ 主要投資対象の内、わが国の株式には、国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドを通じて投資を行う場合があります。

②　委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額

20億円（2025年3月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

2008年1月1日　「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日　ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年3月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：Ａ種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　基本方針

この投資信託は、わが国の株式、債券および短期金融資産の組入比率の変更を、原則としてＴＡＡモデル（タクティカル・アセット・アロケーション・モデル）の指示により機動的に行い、信託財産の安定的な成長を目標として運用を行います。

②　運用方法

１．主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式、公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。なお、国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を組入れることもあります。

◆　株式への投資は、国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券への投資を通じて行う場合があります。国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドは、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指します。

※　東証株価指数（TOPIX）とは、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、基準時（1968年１月４日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。
TOPIXは、機関投資家をはじめ、国内株式運用の実績を測る尺度として広く利用されています。

※　東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有しています。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

２．投資態度

ａ．景気指標、市場内部指標、価値指標等のファクターを取り入れたＴＡＡモデルを活用することにより株式・債券・短期金融資産の割高・割安を的確に把握することを目指し、適切なアセット・アロケーション※を行うことで安定した収益を追求します。

※　アロケーションとは、株式や債券等の各資産間の配分をいいます。

◆　分散投資の効果

株式や債券などの異なる資産では、一般的にその値動きも異なります。当ファンドは、様々な景気・金利局面において異なる値動きをする資産を組み合わせ、組入比率を機動的に変更することで、安定的な収益の確保を目指します。

ｂ．株式組入比率の上限を30％とし、株式運用部分は東証株価指数（TOPIX、配当込み）を上回る投資成果を目標とする運用を行います。
ただし、国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を組入れる場合は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目標とします。

◆　株価指数先物取引を含む株式の実質組入比率は最大で信託財産の純資産総額の30％とし、株式のリスクを限定したうえで、安定的な運用成果を目指します。

ｃ．債券運用部分は債券市中平均利回りにスライドした（債券市場全体の動きに沿った）投資成果を目指します。

ｄ．ＴＡＡモデルの指示により、有価証券の組入比率を変動させる場合、有価証券先物取引等も利用します。

※　有価証券先物取引等の詳細については、後記「(5) 投資制限　ａ．約款で定める投資制限　⑤　有価証券先物取引等」をご参照ください。

ｅ．市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③　ファンドの投資プロセス

当ファンドは、以下の投資プロセスにより運用を行います。

１．運用方針についての考え方

「資産の配分方法は、運用成績を決定する重要な要素である。」との考え方に基づき運用を行います。

２．モデルの指示に基づく一貫した投資手法

当ファンドは、投資情報の数理的分析等に基づくアセットマネジメントOne独自の投資モデル（ＴＡＡモデル）を採用しています。モデルの採用により、より効率的な運用・高度なリスクコントロールの追求が可能になるとともに、運用プロセス全体が明確になります。また、モデルを使ったシステム運用は、常に一貫した手法が用いられるため、運用手法・運用内容が運用担当者の主観や判断および交代などの影響を受けにくいことが特徴です。

３．機動的なアロケーション変更

株式・債券の組入比率を月次で決定する２つのモデルに加え、さらに２種類のトレンド※モデルを用いて日次で資産配分（アロケーション）の見直しを行うことで、より機動的な資産配分の変更を目指します。

※　トレンドとは、相場の上昇や下降等の傾向のことをいいます。

４．モデルの改良

モデルの構築には、様々な前提がおかれています。経済構造・市場構造の変化等により前提が崩れると予測される場合には、モデルの修正・改良が必要となります。アセットマネジメントOneでは、実際の運用を通じてモデルの機能を常にチェックし、適宜修正・改良を行っています。

◆　ＴＡＡモデルの構成

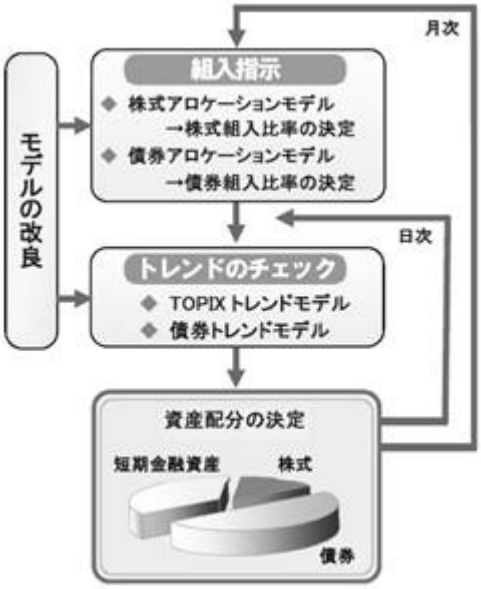

①　株式アロケーションモデル

景気指標および市場データ等を用いた分析により、株式の投資妙味を判断し、月次で株式の組入比率を決定します。

②　債券アロケーションモデル

景気指標および市場データ等を用いた分析により、債券の投資妙味を判断し、月次で債券の組入比率を決定します。

→以上2種類のモデルにより、資産配分比率の月次の基本方針を決定します。

③　ＴＯＰＩＸトレンドモデル

主に市場データを基に株式市場の方向性とその強さ（トレンド）を統計的手法により分析し、日次で株式組入比率の調整を決定するモデルです。

④　債券トレンドモデル

主に市場データを基に債券市場の方向性とその強さ（トレンド）を統計的手法により分析し、日次で債券組入比率の調整を決定するモデルです。

→以上2種類のトレンドモデルにより、日次で資産配分比率の変更を行います。

※　モデルおよび使用するファクターについては、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。

＜国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの投資プロセス＞

当ファンドは、株式運用部分について、国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を組入れる場合があります。国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの具体的な投資プロセスは以下の通りです。

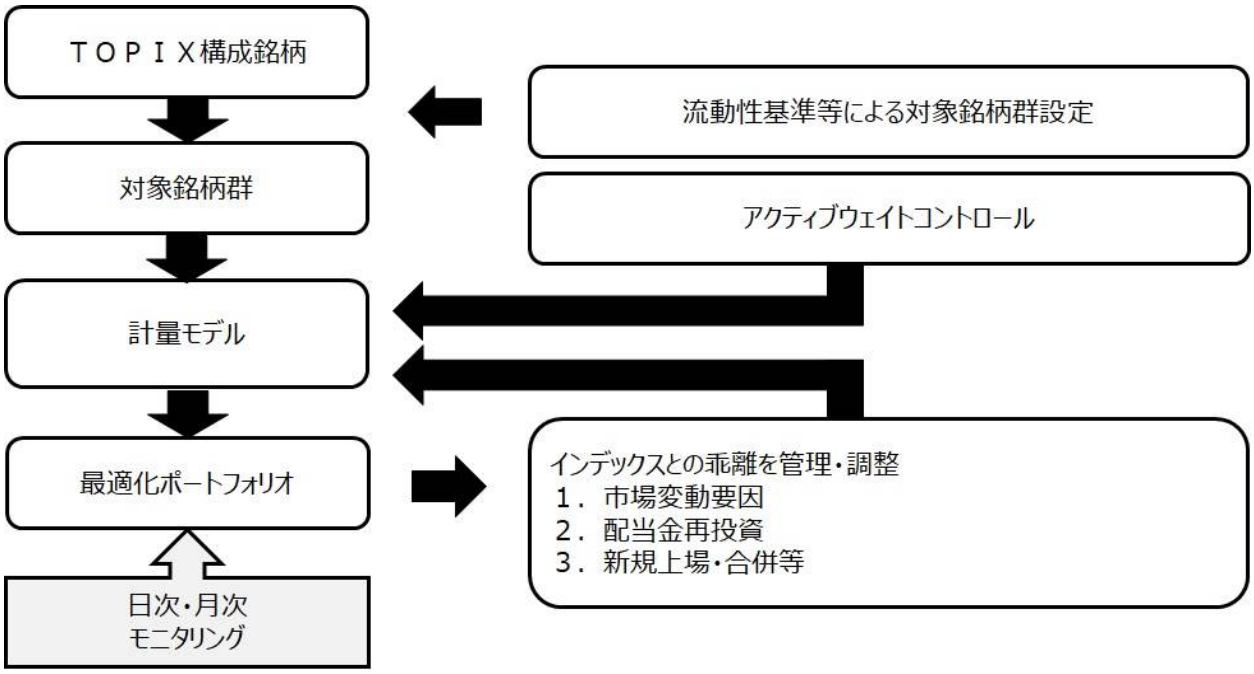

1. 流動性基準等による対象銘柄群設定
マーケットインパクトの低減を図る為、TOPIX採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄等を除外して投資対象銘柄群を設定します。

2. 最適化法によるポートフォリオの構築
インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。

3. インデックスとの乖離を管理
日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。組入比率の調整には、先物等を利用することがあります。
インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。
・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施
・新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定

（２）【投資対象】

①　有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および８.において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）

８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から7.の証券または証書の性質を有するもの

９．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記１.の証券または証書および前記８.の証券または証書のうち前記１.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記２.から５.までの証券および前記８.の証券または証書のうち前記２.から５.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を前記①に掲げる有価証券のほか、指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）および抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）ならびに次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

③　その他の投資対象

有価証券先物取引等

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を約款に規定する範囲で行うことができます。

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

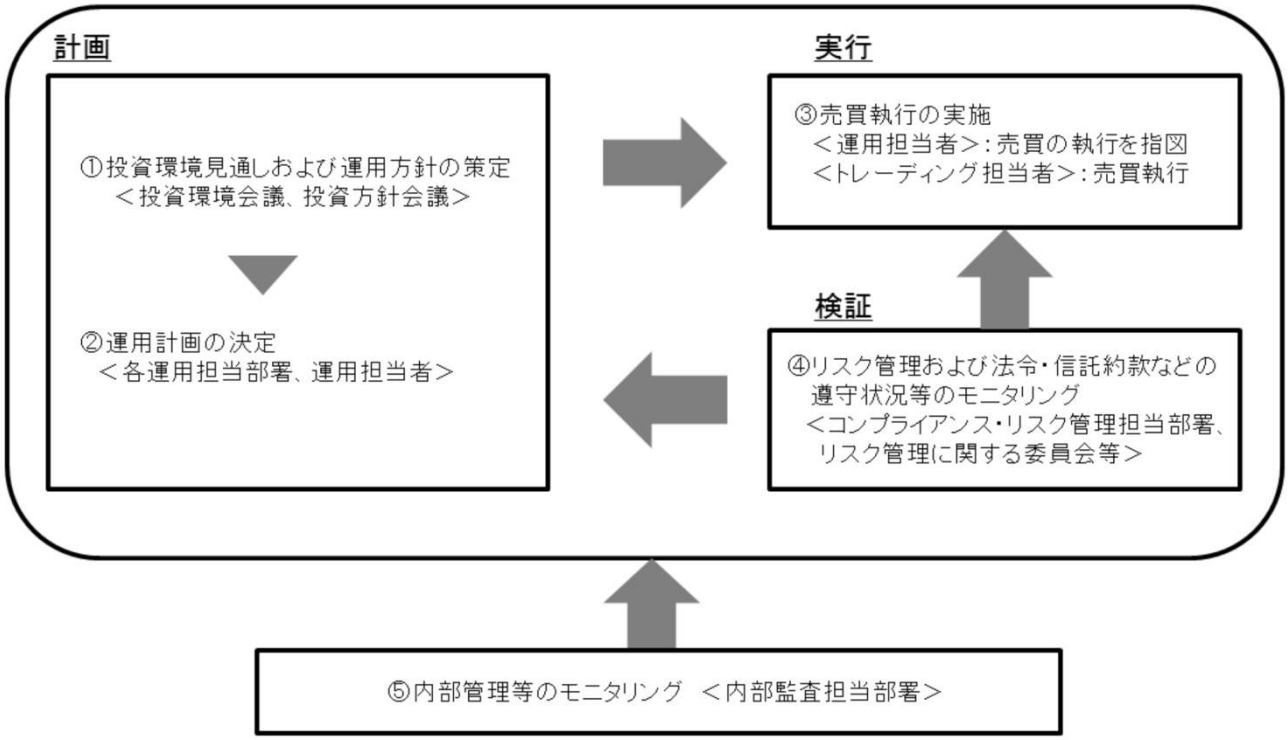

①　投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

②　運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③　売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④　モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤　内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

ｃ．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎決算時（原則として毎年３月10日および９月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、配当等収益の他に売買益等も含め、その中から運用実績に応じて分配を行います。

※　分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※　収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※　将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②　収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

２．自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

（５）【投資制限】

ａ．約款で定める投資制限

①　株式および新株引受権証券等(約款第21条、第22条および第23条)

１．委託会社は、株式および新株引受権証券等への実質投資割合※が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図はしません。

※「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

２．委託会社は、新株引受権証券等への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

３．委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

４．委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

５．委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、わが国の証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

②　転換社債等(約款第26条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。（両者および前記(2)投資対象①有価証券の指図範囲８．に

おいて同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。））への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

③　信用リスク集中回避のための投資制限(約款第23条の１の２)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

④　デリバティブ取引等(約款第23条の２)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　有価証券先物取引等(約款第24条)

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象②金融商品の指図範囲１.から４.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、この⑤で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲とします。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびにこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象②金融商品の指図範囲１.から４.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象②金融商品の指図範囲１.から４.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つこの⑤で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑥　公社債(約款第25条)

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

⑦　資金の借入れ(約款第32条の2)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b．法令で定める投資制限

○　同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1．基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

（2）投資態度

1）主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

2）最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。

3）株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

4）株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。

5）非株式割合は原則として信託財産総額の50％以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10％以下とします。

（3）投資制限

1）株式への投資割合には、制限を設けません。

2）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3）外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

4）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

・投資信託は預貯金とは異なります。

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

② 金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動により株式市場と公社債市場の間で資金シフトが起こる場合があり、その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。

③ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株

式の発行企業や、公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④　流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式・公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
・当ファンドの株式運用部分として、国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を組入れる場合があります。そのため、同マザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

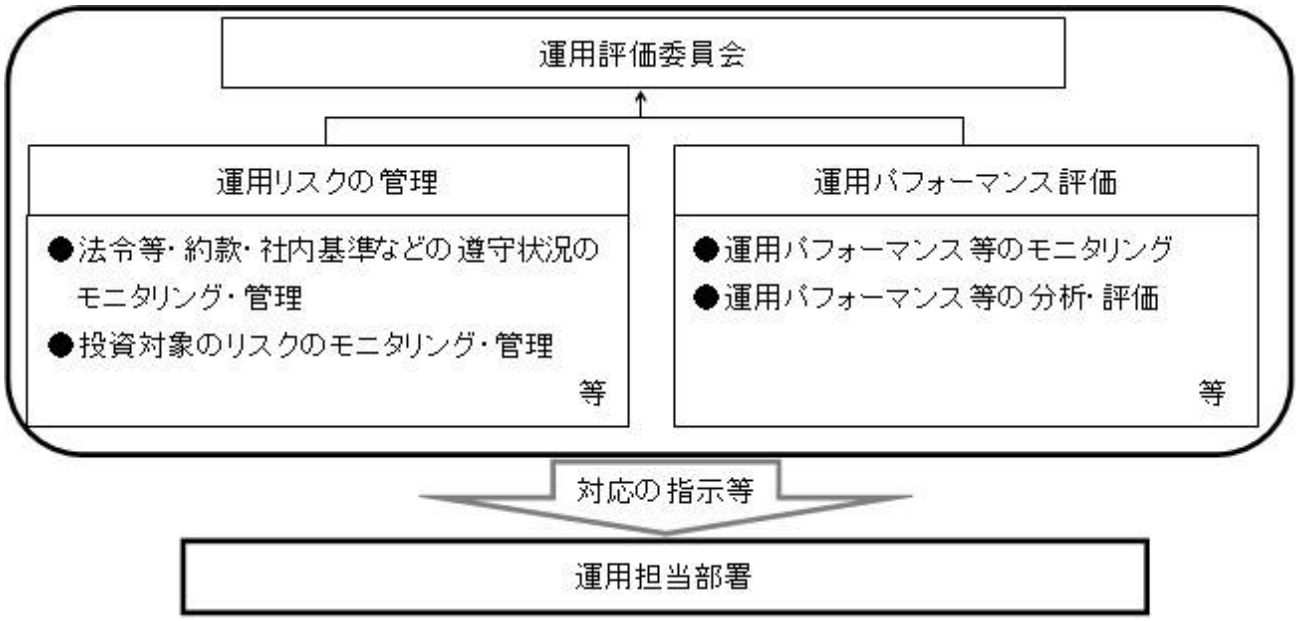

・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

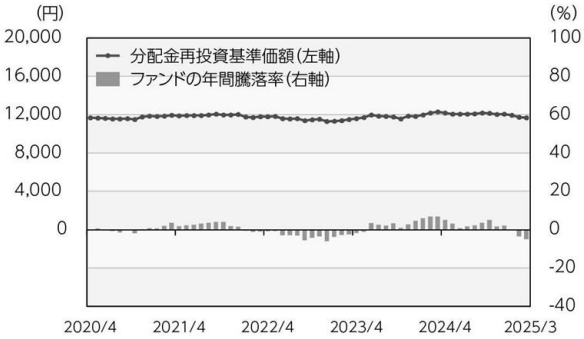

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(9,967円)に合わせて指数化しています。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

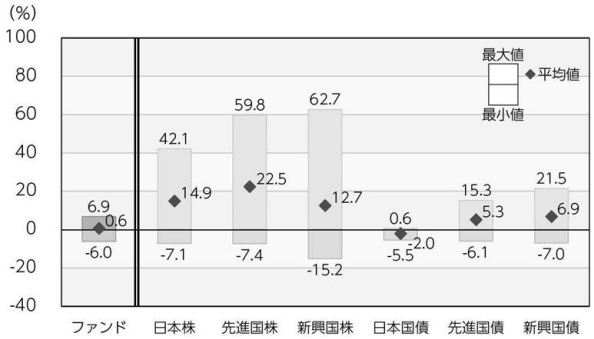

2020年4月～2025年3月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

①　通常のお申込みの場合

申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、1.1％（税抜1.0％）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

②　確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合

無手数料とします。

③　申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

④　「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

⑤　上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

①　信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.935％(税抜0.85％)の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.40％	0.35％	0.10％

②　信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

③ 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④ 上記①から③の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドは、少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡの適用対象となります。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2025年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.94%	0.94%	0.00%

（表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間:2024年9月11日～2025年3月10日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

2025年3月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		3,132,991,600	50.60
	内　日本	3,132,991,600	50.60
親投資信託受益証券		1,127,902,475	18.22
	内　日本	1,127,902,475	18.22
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,930,807,457	31.18
純資産総額		6,191,701,532	100.00

その他資産の投資状況

2025年3月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（売建）		665,500,000	△10.75
	内　日本	665,500,000	△10.75
債券先物取引（売建）		968,800,000	△15.65
	内　日本	968,800,000	△15.65

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（参考）
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年3月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株式		573,987,070,290	96.22
	内　日本	573,987,070,290	96.22
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		22,548,849,738	3.78
純資産総額		596,535,920,028	100.00

その他資産の投資状況

2025年3月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）		23,745,040,000	3.98
	内　日本	23,745,040,000	3.98

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザー	親投資信託受	234,935,632	4.8246	4.8009	－	18.22

	ファンド 日本	益証券		1,133,493,943	1,127,902,475	－	
2	１５６回　利付国庫債券（５年） 日本	国債証券	600,000,000	97.99 587,976,000	98.23 589,392,000	0.2 2027/12/20	9.52
3	４６８回　利付国庫債券（２年） 日本	国債証券	200,000,000	99.55 199,108,000	99.63 199,272,000	0.6 2027/1/1	3.22
4	１４１回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	150,000,000	102.68 154,020,000	103.24 154,861,500	1.7 2032/12/20	2.50
5	１００回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	140,000,000	103.69 145,166,000	103.86 145,405,400	2.2 2028/3/20	2.35
6	８３回　利付国庫債券（３０年） 日本	国債証券	150,000,000	93.04 139,561,500	94.21 141,327,000	2.2 2054/6/20	2.28
7	３７０回　利付国庫債券（１０年） 日本	国債証券	150,000,000	93.47 140,209,500	94.08 141,132,000	0.5 2033/3/20	2.28
8	１８０回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	150,000,000	81.00 121,506,000	81.94 122,914,500	0.8 2042/3/20	1.99
9	１５回　利付国庫債券（３０年） 日本	国債証券	100,000,000	108.63 108,630,000	109.33 109,338,000	2.5 2034/6/20	1.77
10	１０２回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	100,000,000	104.54 104,541,000	104.69 104,692,000	2.4 2028/6/20	1.69
11	１４２回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	100,000,000	103.42 103,422,000	103.98 103,982,000	1.8 2032/12/20	1.68
12	１０５回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	100,000,000	103.73 103,731,000	103.91 103,916,000	2.1 2028/9/20	1.68
13	９７回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	100,000,000	103.22 103,227,000	103.28 103,280,000	2.2 2027/9/20	1.67
14	１４５回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	100,000,000	102.45 102,453,000	103.04 103,046,000	1.7 2033/6/20	1.66
15	１０回　利付国庫債券（３０年） 日本	国債証券	100,000,000	98.01 98,012,000	98.62 98,627,000	1.1 2033/3/20	1.59
16	１７１回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	120,000,000	78.54 94,256,400	79.40 95,282,400	0.3 2039/12/20	1.54
17	３６４回　利付国庫債券（１０年） 日本	国債証券	100,000,000	92.91 92,918,000	93.39 93,394,000	0.1 2031/9/20	1.51
18	１５６回　利付国庫債券	国債証	100,000,000	87.20	88.02	0.4	1.42

	（２０年） 日本	券		87,201,000	88,023,000	2036/3/20	
19	１６７回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	100,000,000	83.03 83,035,000	83.85 83,850,000	0.5 2038/12/20	1.35
20	１８１回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	100,000,000	82.03 82,031,000	83.03 83,039,000	0.9 2042/6/20	1.34
21	１７０回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	100,000,000	79.08 79,081,000	79.88 79,889,000	0.3 2039/9/20	1.29
22	１４８回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	60,000,000	100.19 60,119,400	100.95 60,574,200	1.5 2034/3/20	0.98
23	５７回　利付国庫債券（３０年） 日本	国債証券	70,000,000	72.23 50,563,800	73.45 51,415,700	0.8 2047/12/20	0.83
24	１５１回　利付国庫債券（５年） 日本	国債証券	50,000,000	98.28 49,144,000	98.42 49,211,000	0.005 2027/3/20	0.79
25	３６１回　利付国庫債券（１０年） 日本	国債証券	50,000,000	93.92 46,964,500	94.28 47,144,000	0.1 2030/12/20	0.76
26	１８３回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	50,000,000	88.53 44,265,500	89.68 44,842,500	1.4 2042/12/20	0.72
27	１８７回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	50,000,000	85.92 42,964,000	86.91 43,456,500	1.3 2043/12/20	0.70
28	８０回　利付国庫債券（３０年） 日本	国債証券	50,000,000	85.49 42,748,000	86.48 43,243,500	1.8 2053/9/20	0.70
29	７５回　利付国庫債券（３０年） 日本	国債証券	50,000,000	76.15 38,077,000	77.36 38,683,500	1.3 2052/6/20	0.62
30	１５１回　利付国庫債券（２０年） 日本	国債証券	10,000,000	96.82 9,682,200	97.57 9,757,900	1.2 2034/12/20	0.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	50.60
親投資信託受益証券	18.22
合計	68.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	8,067,900	2,824.50 22,787,783,550	2,616.00 21,105,626,400	－ －	3.54
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	5,235,400	3,483.00 18,234,898,200	3,765.00 19,711,281,000	－ －	3.30
3	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	9,587,500	1,911.00 18,321,712,500	2,011.00 19,280,462,500	－ －	3.23
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	3,899,100	4,080.00 15,908,328,000	3,458.00 13,483,087,800	－ －	2.26
5	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	3,086,400	3,746.00 11,561,654,400	3,795.00 11,712,888,000	－ －	1.96
6	任天堂 日本	株式 その他製品	958,300	10,805.00 10,354,431,500	10,110.00 9,688,413,000	－ －	1.62
7	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	1,217,300	10,700.00 13,025,110,000	7,657.00 9,320,866,100	－ －	1.56
8	キーエンス 日本	株式 電気機器	151,800	63,100.00 9,578,580,000	58,480.00 8,877,264,000	－ －	1.49
9	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	1,459,300	5,038.00 7,351,953,400	5,736.00 8,370,544,800	－ －	1.40
10	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	2,017,400	4,160.00 8,392,384,000	4,051.00 8,172,487,400	－ －	1.37
11	三菱商事 日本	株式 卸売業	2,967,600	2,521.50 7,482,803,400	2,626.50 7,794,401,400	－ －	1.31
12	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	1,079,400	6,683.00 7,213,630,200	6,901.00 7,448,939,400	－ －	1.25
13	三菱重工業 日本	株式 機械	2,680,600	2,209.50 5,922,785,700	2,526.00 6,771,195,600	－ －	1.14
14	三井物産 日本	株式 卸売業	2,359,100	2,866.50 6,762,360,150	2,799.50 6,604,300,450	－ －	1.11
15	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	45,277,400	146.90 6,651,250,060	144.70 6,551,639,780	－ －	1.10
16	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	321,200	25,500.00 8,190,600,000	20,110.00 6,459,332,000	－ －	1.08
17	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	1,354,500	4,137.00 5,603,566,500	4,413.00 5,977,408,500	－ －	1.00
18	信越化学工業 日本	株式 化学	1,352,300	4,704.00 6,361,219,200	4,236.00 5,728,342,800	－ －	0.96
19	ソフトバンクグループ	株式	750,900	9,683.00	7,479.00	－	0.94

	日本	情報・通信業		7,270,964,700	5,615,981,100	－	
20	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報・通信業	2,239,000	2,437.00 5,456,443,000	2,359.50 5,282,920,500	－ －	0.89
21	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	24,381,600	199.91 4,874,187,593	208.40 5,081,125,440	－ －	0.85
22	第一三共 日本	株式 医薬品	1,407,900	3,833.00 5,396,480,700	3,511.00 4,943,136,900	－ －	0.83
23	ＨＯＹＡ 日本	株式 精密機器	294,400	18,840.00 5,546,496,000	16,780.00 4,940,032,000	－ －	0.83
24	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	3,596,000	1,436.50 5,165,654,000	1,342.50 4,827,630,000	－ －	0.81
25	三菱電機 日本	株式 電気機器	1,559,200	2,439.50 3,803,668,400	2,720.00 4,241,024,000	－ －	0.71
26	富士通 日本	株式 電気機器	1,410,600	2,991.00 4,219,104,600	2,951.00 4,162,680,600	－ －	0.70
27	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	90,300	48,860.00 4,412,058,000	44,060.00 3,978,618,000	－ －	0.67
28	セブン＆アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	1,773,800	2,385.50 4,231,399,900	2,163.00 3,836,729,400	－ －	0.64
29	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	908,200	3,921.00 3,561,052,200	4,114.00 3,736,334,800	－ －	0.63
30	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス 日本	株式 保険業	1,095,600	3,237.00 3,546,457,200	3,225.00 3,533,310,000	－ －	0.59

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率（%）
株式	96.22
合計	96.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年3月31日現在

業種	国内／外国	投資比率（%）
電気機器	国内	16.70
銀行業		9.17
情報・通信業		7.29
輸送用機器		6.96
卸売業		6.48
機械		5.36
化学		4.72
サービス業		4.39
小売業		4.36

医薬品		4.07
保険業		3.39
食料品		2.99
その他製品		2.87
陸運業		2.32
建設業		2.12
精密機器		2.11
不動産業		1.86
電気・ガス業		1.25
その他金融業		1.10
証券、商品先物取引業		0.86
鉄鋼		0.84
非鉄金属		0.74
海運業		0.65
ゴム製品		0.63
ガラス・土石製品		0.61
石油・石炭製品		0.53
金属製品		0.48
繊維製品		0.41
空運業		0.34
鉱業		0.26
倉庫・運輸関連業		0.14
パルプ・紙		0.13
水産・農林業		0.08
合計		96.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

2025年3月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ先物　０７０６月	売建	25	673,366,750	665,500,000	△10.75
債券先物取引	大阪取引所	長国　先　０７０６月	売建	7	968,827,305	968,800,000	△15.65

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年3月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／	数量	簿価金額	評価金額	投資比率

			売建		（円）	（円）	（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ 先物　０７０６月	買建	892	24,344,511,360	23,745,040,000	3.98

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2025年3月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第39計算期間末 （2015年 9月10日）	9,762	9,820	1.0024	1.0084
第40計算期間末 （2016年 3月10日）	9,700	9,758	1.0090	1.0150
第41計算期間末 （2016年 9月12日）	9,838	9,896	1.0257	1.0317
第42計算期間末 （2017年 3月10日）	9,526	9,526	1.0258	1.0258
第43計算期間末 （2017年 9月11日）	9,279	9,288	1.0305	1.0315
第44計算期間末 （2018年 3月12日）	8,952	9,038	1.0417	1.0517
第45計算期間末 （2018年 9月10日）	8,713	8,713	1.0288	1.0288
第46計算期間末 （2019年 3月11日）	8,515	8,515	1.0330	1.0330
第47計算期間末 （2019年9月10日）	8,354	8,354	1.0270	1.0270
第48計算期間末 （2020年3月10日）	8,120	8,120	1.0083	1.0083
第49計算期間末 （2020年9月10日）	7,877	7,892	1.0158	1.0178
第50計算期間末 （2021年3月10日）	7,908	7,984	1.0387	1.0487
第51計算期間末 （2021年9月10日）	7,839	7,846	1.0557	1.0567
第52計算期間末 （2022年3月10日）	7,436	7,436	1.0130	1.0130
第53計算期間末 （2022年9月12日）	7,259	7,267	1.0023	1.0033
第54計算期間末 （2023年3月10日）	7,060	7,060	0.9950	0.9950
第55計算期間末 （2023年9月11日）	6,739	6,805	1.0147	1.0247
第56計算期間末 （2024年3月11日）	6,693	6,758	1.0320	1.0420

第57計算期間末 (2024年9月10日)	6,544	6,544	1.0226	1.0226
第58計算期間末 (2025年3月10日)	6,237	6,237	0.9948	0.9948
2024年3月末日	6,839	－	1.0470	－
4月末日	6,732	－	1.0374	－
5月末日	6,616	－	1.0261	－
6月末日	6,625	－	1.0279	－
7月末日	6,577	－	1.0260	－
8月末日	6,604	－	1.0295	－
9月末日	6,625	－	1.0359	－
10月末日	6,619	－	1.0341	－
11月末日	6,509	－	1.0247	－
12月末日	6,499	－	1.0274	－
2025年1月末日	6,442	－	1.0169	－
2月末日	6,272	－	0.9995	－
3月末日	6,191	－	0.9943	－

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第39計算期間	0.0060
第40計算期間	0.0060
第41計算期間	0.0060
第42計算期間	0.0000
第43計算期間	0.0010
第44計算期間	0.0100
第45計算期間	0.0000
第46計算期間	0.0000
第47計算期間	0.0000
第48計算期間	0.0000
第49計算期間	0.0020
第50計算期間	0.0100
第51計算期間	0.0010
第52計算期間	0.0000
第53計算期間	0.0010
第54計算期間	0.0000
第55計算期間	0.0100
第56計算期間	0.0100
第57計算期間	0.0000
第58計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第39計算期間	△0.03
第40計算期間	1.26
第41計算期間	2.25
第42計算期間	0.01
第43計算期間	0.56
第44計算期間	2.06

第45計算期間	△1.24
第46計算期間	0.41
第47計算期間	△0.6
第48計算期間	△1.8
第49計算期間	0.9
第50計算期間	3.2
第51計算期間	1.7
第52計算期間	△4.0
第53計算期間	△1.0
第54計算期間	△0.7
第55計算期間	3.0
第56計算期間	2.7
第57計算期間	△0.9
第58計算期間	△2.7

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第39計算期間	317,180,609	968,640,410
第40計算期間	442,473,798	566,960,043
第41計算期間	440,391,845	462,278,145
第42計算期間	497,804,047	804,194,658
第43計算期間	290,194,467	571,802,304
第44計算期間	275,168,842	685,083,990
第45計算期間	376,901,704	502,346,126
第46計算期間	221,128,589	446,507,337
第47計算期間	255,610,157	364,455,489
第48計算期間	328,416,839	409,867,557
第49計算期間	337,863,174	636,916,350
第50計算期間	356,094,482	496,405,488
第51計算期間	304,220,136	492,728,215
第52計算期間	230,074,406	314,104,055
第53計算期間	234,209,843	332,469,655
第54計算期間	223,150,533	370,240,827
第55計算期間	225,206,261	679,353,149
第56計算期間	318,215,180	474,436,170
第57計算期間	293,216,801	378,747,928
第58計算期間	281,641,690	411,720,402

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

≪参考情報≫

データの基準日:2025年3月31日

基準価額・純資産の推移 《2015年3月31日～2025年3月31日》

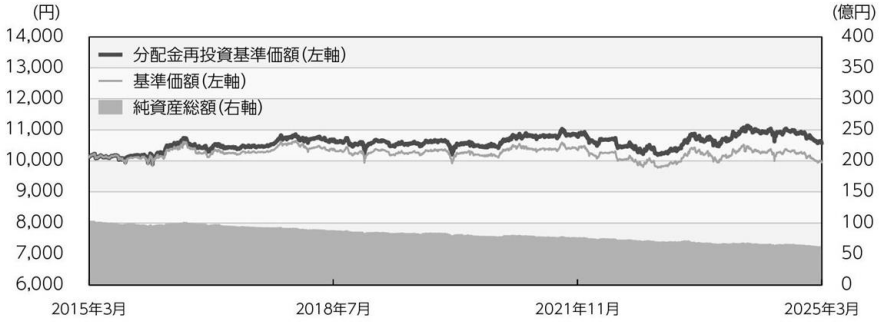

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:1993年11月26日)

分配の推移(税引前)

2023年 3月	0円
2023年 9月	100円
2024年 3月	100円
2024年 9月	0円
2025年 3月	0円
設定来累計	2,300円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	50.60
内　日本	50.60
親投資信託受益証券	18.22
内　日本	18.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	31.18
合計(純資産総額)	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(売建)	△10.75
債券先物取引(売建)	△15.65

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	親投資信託受益証券	－	－	18.22
2	156回　利付国庫債券(5年)	国債証券	0.2	2027/12/20	9.52
3	468回　利付国庫債券(2年)	国債証券	0.6	2027/1/1	3.22
4	141回　利付国庫債券(20年)	国債証券	1.7	2032/12/20	2.50
5	100回　利付国庫債券(20年)	国債証券	2.2	2028/3/20	2.35
6	83回　利付国庫債券(30年)	国債証券	2.2	2054/6/20	2.28
7	370回　利付国庫債券(10年)	国債証券	0.5	2033/3/20	2.28
8	180回　利付国庫債券(20年)	国債証券	0.8	2042/3/20	1.99
9	15回　利付国庫債券(30年)	国債証券	2.5	2034/6/20	1.77
10	102回　利付国庫債券(20年)	国債証券	2.4	2028/6/20	1.69

■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	96.22
内　日本	96.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3.78
合計(純資産総額)	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	3.98

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	16.70
2	銀行業	9.17
3	情報・通信業	7.29
4	輸送用機器	6.96
5	卸売業	6.48

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.54
2	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	3.30
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.23
4	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.26
5	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.96
6	任天堂	株式	日本	その他製品	1.62
7	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.56
8	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.49
9	東京海上ホールディングス	株式	日本	保険業	1.40
10	みずほフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.37

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2025年3月31日

年間収益率の推移(暦年ベース)

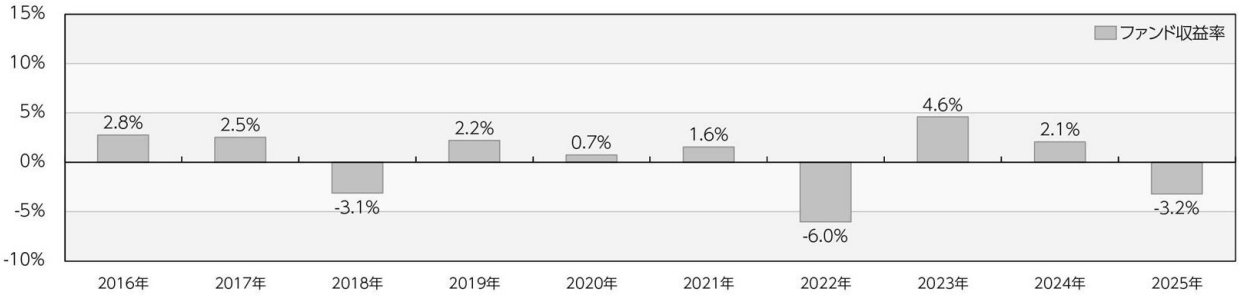

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)　当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)　取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3)　お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)　申込単位は各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5)　取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)　取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(7)　販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(8)　自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(9)　当ファンドを確定拠出年金制度に基づき取得する場合については、確定拠出年金に係る法令・制度等の定めに従って取得申込み等の手続きが行われます。

(10)　信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

＜一部解約（解約請求）＞

(1)　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

※　解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2)　解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(3)　解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4)　解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5)　解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、４営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6)　信託財産の資産管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。

(7)　信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。

＜受益権の買取り（買取請求）＞

(1)　販売会社は、受益者から受益権の買取りの請求があるときは、１口を最低単位として販売会社が個別に定める単位をもってその受益権を買取ります。なお、受益者が受益権の買取りを請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(2)　受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額※とします。

※　一定の要件を満たしている買取請求による換金の場合に限るものとします。なお、一定の要件を満たしていない場合には、買取約定日の基準価額から当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3)　販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止することができます。この場合、受益者は買取中止以

前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの請求を受付けたものとして、前記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
株式	計算日における取引所の最終相場
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

1993年11月26日から無期限とします。

（４）【計算期間】

毎年3月11日から9月10日までおよび9月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は1993年11月26日から1994年9月10日までとし、第2期計算期間から第5期計算期間は、それぞれ9月11日から翌年9月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①　信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

１．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ａ．この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｂ．前記ａ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

ｃ．前記ｂ.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託契約の解約をしません。

ｄ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．前記ｂ.からｄ.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ．前記１.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記ｂ.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

２．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更４.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　信託約款の変更

１．委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

４．前記３.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託約款の変更をしません。

５．委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．前記２.に定める変更を行う場合において、前記３.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

７．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③　委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④　関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

２．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤　信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦　運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

https://www.am-one.co.jp/

４【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

なお、委託会社は2007年1月4日付約款変更以前の約款第7条第2項の規定に基づき、1998年12月１日付で１口当たり元本額を1万円から1円に変更するための受益権分割を実施しました。ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることによる差異を生じることはありません。

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第58期計算期間（2024年9月11日から2025年3月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２５年5月１６日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　稲 葉　　宏 和

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＨＡＭスリーウェイオープンの２０２４年９月１１日から２０２５年３月１０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＨＡＭスリーウェイオープンの２０２５年３月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

１【財務諸表】

【ＭＨＡＭスリーウェイオープン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第57期 2024年9月10日現在	第58期 2025年3月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,862,771,562	1,973,808,522
国債証券	3,553,736,600	3,114,613,800
親投資信託受益証券	1,068,957,125	1,133,493,943
派生商品評価勘定	4,993,400	11,436,535
未収入金	4,868,780	3,174,120
未収利息	10,539,572	10,493,509
前払費用	1,458,903	203,835
差入委託証拠金	90,688,420	34,985,081
流動資産合計	6,598,014,362	6,282,209,345
資産合計	6,598,014,362	6,282,209,345
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	83,080	503,300
前受金	10,115,000	9,100,000
未払金	823,300	1,038,640
未払解約金	11,019,861	3,795,475
未払受託者報酬	3,668,378	3,539,715
未払委託者報酬	27,513,226	26,548,216
その他未払費用	55,663	53,718
流動負債合計	53,278,508	44,579,064
負債合計	53,278,508	44,579,064
純資産の部		
元本等		
元本	6,400,265,784	6,270,187,072
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	144,470,070	△32,556,791
（分配準備積立金）	256,415,008	244,924,557
元本等合計	6,544,735,854	6,237,630,281
純資産合計	6,544,735,854	6,237,630,281
負債純資産合計	6,598,014,362	6,282,209,345

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第57期 自　2024年3月12日 至　2024年9月10日	第58期 自　2024年9月11日 至　2025年3月10日
営業収益		
受取利息	18,806,868	22,074,932
有価証券売買等損益	△88,754,741	△99,239,982
派生商品取引等損益	40,680,195	△67,422,615
営業収益合計	△29,267,678	△144,587,665
営業費用		
支払利息	3,276	－
受託者報酬	3,668,378	3,539,715
委託者報酬	27,513,226	26,548,216
その他費用	55,663	53,718
営業費用合計	31,240,543	30,141,649
営業利益又は営業損失（△）	△60,508,221	△174,729,314
経常利益又は経常損失（△）	△60,508,221	△174,729,314
当期純利益又は当期純損失（△）	△60,508,221	△174,729,314
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△271,097	△543,002
期首剰余金又は期首欠損金（△）	207,772,445	144,470,070
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,080,847	6,507,404
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,080,847	6,507,404
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,146,098	9,347,953
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,146,098	9,347,953
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	144,470,070	△32,556,791

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第58期 自　2024年9月11日 至　2025年3月10日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第57期 2024年9月10日現在	第58期 2025年3月10日現在
１．　期首元本額	6,485,796,911円	6,400,265,784円
期中追加設定元本額	293,216,801円	281,641,690円
期中一部解約元本額	378,747,928円	411,720,402円
２．　受益権の総数	6,400,265,784口	6,270,187,072口
３．　元本の欠損	－	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は32,556,791円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第57期 自　2024年3月12日 至　2024年9月10日	第58期 自　2024年9月11日 至　2025年3月10日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（413,662円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（381,980,821円）及び分配準備積立金（256,001,346円）より分配対象収益は638,395,829円（1万口当たり997.45円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,607,402円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（385,203,128円）及び分配準備積立金（240,317,155円）より分配対象収益は630,127,685円（1万口当たり1,004.95円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第57期 自　2024年3月12日 至　2024年9月10日	第58期 自　2024年9月11日 至　2025年3月10日

1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び債券先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び市場金利の変動によるリスクを有しております。	同左
3．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	第57期 2024年9月10日現在	第58期 2025年3月10日現在
1．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．　時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引	同左

	「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第57期 2024年9月10日現在	第58期 2025年3月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△46,131,500	△143,160,800
親投資信託受益証券	△24,668,241	64,536,818
合計	△70,799,741	△78,623,982

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	第57期 2024年9月10日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引 　先物取引 　　買建	509,900,000	－	514,900,000	5,000,000
合計	509,900,000	－	514,900,000	5,000,000

種類	第58期 2025年3月10日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引 　先物取引				

売建	267,550,000	－	268,050,000	△500,000
合計	267,550,000	－	268,050,000	△500,000

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

債券関連

種類	第57期 2024年9月10日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引 先物取引 買建	1,154,080,000	－	1,154,000,000	△80,000
合計	1,154,080,000	－	1,154,000,000	△80,000

種類	第58期 2025年3月10日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引 先物取引 売建	1,255,420,000	－	1,243,980,000	11,440,000
合計	1,255,420,000	－	1,243,980,000	11,440,000

（注）時価の算定方法

債券先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第57期 2024年9月10日現在	第58期 2025年3月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0226円 （10,226円）	0.9948円 （9,948円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年3月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	４６８回　利付国庫債券（２年）	200,000,000	199,108,000	
	１５１回　利付国庫債券（５年）	50,000,000	49,144,000	
	１５６回　利付国庫債券（５年）	600,000,000	587,976,000	
	３６１回　利付国庫債券（１０年）	50,000,000	46,964,500	
	３６４回　利付国庫債券（１０年）	100,000,000	92,918,000	
	３７０回　利付国庫債券（１０年）	150,000,000	140,209,500	
	１０回　利付国庫債券（３０年）	100,000,000	98,012,000	
	１５回　利付国庫債券（３０年）	100,000,000	108,630,000	
	５７回　利付国庫債券（３０年）	70,000,000	50,563,800	
	７５回　利付国庫債券（３０年）	50,000,000	38,077,000	
	８０回　利付国庫債券（３０年）	50,000,000	42,748,000	
	８３回　利付国庫債券（３０年）	150,000,000	139,561,500	
	９７回　利付国庫債券（２０年）	100,000,000	103,227,000	
	１００回　利付国庫債券（２０年）	140,000,000	145,166,000	
	１０２回　利付国庫債券（２０年）	100,000,000	104,541,000	
	１０５回　利付国庫債券（２０年）	100,000,000	103,731,000	
	１４１回　利付国庫債券（２０年）	150,000,000	154,020,000	
	１４２回　利付国庫債券（２０年）	100,000,000	103,422,000	
	１４５回　利付国庫債券（２０年）	100,000,000	102,453,000	
	１４８回　利付国庫債券（２０年）	60,000,000	60,119,400	
	１５１回　利付国庫債券（２０年）	10,000,000	9,682,200	
	１５６回　利付国庫債券（２０年）	100,000,000	87,201,000	
	１６７回　利付国庫債券（２０年）	100,000,000	83,035,000	

	１７０回　利付国庫債券（２０年）	100,000,000	79,081,000	
	１７１回　利付国庫債券（２０年）	120,000,000	94,256,400	
	１８０回　利付国庫債券（２０年）	150,000,000	121,506,000	
	１８１回　利付国庫債券（２０年）	100,000,000	82,031,000	
	１８３回　利付国庫債券（２０年）	50,000,000	44,265,500	
	１８７回　利付国庫債券（２０年）	50,000,000	42,964,000	
国債証券　合計		3,300,000,000	3,114,613,800	
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド	234,935,632	1,133,493,943	
親投資信託受益証券　合計		234,935,632	1,133,493,943	
合計			4,248,107,743	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

（参考）
当ファンドは、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
貸借対照表

（単位：円）

	2025年3月10日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	16,708,406,989
株式	590,008,005,480
派生商品評価勘定	7,701,570
未収入金	17,920,000
未収配当金	941,084,835
前払金	130,945,000
差入委託証拠金	890,018,914
流動資産合計	608,704,082,788
資産合計	608,704,082,788
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	141,137,290
未払解約金	833,972,000
流動負債合計	975,109,290
負債合計	975,109,290
純資産の部	
元本等	
元本	125,962,993,135
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	481,765,980,363
元本等合計	607,728,973,498
純資産合計	607,728,973,498
負債純資産合計	608,704,082,788

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年9月11日 至　2025年3月10日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月10日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	120,716,950,133円
同期中追加設定元本額	16,775,717,040円
同期中一部解約元本額	11,529,674,038円
元本の内訳	
ファンド名	
ＭＨＡＭスリーウェイオープン	234,935,632円
ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン	2,263,108,788円
たわらノーロード　国内株式＜ラップ専用＞	5,358,937,885円
Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンド	35,124,804,367円
ＤＩＡＭ国内株式パッシブ・ファンド	4,660,950,548円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（安定型）	1,766,612円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（中立型）	7,412,435円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（積極型）	17,655,073円
グローバル８資産ラップファンド（安定型）	21,614,045円
グローバル８資産ラップファンド（中立型）	20,880,192円
グローバル８資産ラップファンド（積極型）	8,814,406円
たわらノーロード　ＴＯＰＩＸ	3,765,859,738円
たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	2,132,480,569円
たわらノーロード　バランス（堅実型）	50,855,695円
たわらノーロード　バランス（標準型）	422,732,317円
たわらノーロード　バランス（積極型）	813,096,713円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	2,828,790円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	208,979,752円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	590,128,412円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	521,359,465円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型）	717,596,912円
たわらノーロード　最適化バランス（保守型）	507,020円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	2,323,000円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	42,508,623円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	13,365,863円

たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	22,965,140円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	26,773円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	1,019,741円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	1,024,575円
ＤＩＡＭ国内株式インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	32,500,235,668円
Ｏｎｅグローバルバランス	111,630,793円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	911,337,206円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	3,292,465,127円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	4,087,533,517円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	248,924,693円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	856,827,602円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	1,053,967,128円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	24,939,298円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	967,311,894円
マネックス資産設計ファンド　エボリューション	12,368,768円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	254,845,664円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	327,463,394円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	594,096,978円
投資のソムリエ	6,755,106,285円
クルーズコントロール	100,622,043円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞	954,574,574円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	372,546,296円
４資産分散投資・ハイクラス＜ＤＣ年金＞	1,428,108,546円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞リスク抑制型	254,923,553円
リスク抑制世界８資産バランスファンド	628,628,756円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４５）	104,378,709円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	56,480,648円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ）	2,666,876円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	236,975,747円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	674,763,927円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	86,199,023円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	232,877,084円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	87,087,931円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	61,207,706円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	37,184,865円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	781,130,547円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	10,884,754円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞	1,500,627円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	36,414,150円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０７０）	62,281円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	3,306,404円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	3,293,302円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	16,228,017円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	2,029,995円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	6,506,504円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ　２０２１－０４（適格機関投資家限定）	8,479,151円

マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０５（適格機関投資家限定）	13,894,671円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	98,288,183円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０７（適格機関投資家限定）	22,883,654円
日本株４０・外債６０配分戦略ファンド２０２１－０７（適格機関投資家限定）	359,089,128円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０８（適格機関投資家限定）	16,142,258円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	2,217,311円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０９（適格機関投資家限定）	15,937,683円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－１２（適格機関投資家限定）	23,089,594円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	76,439,616円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２２－１０（適格機関投資家限定）	350,695,153円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	3,783,053円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２４－０５（適格機関投資家限定）	354,638,993円
ＡＭＯｎｅ　ＴＯＰＩＸインデックスファンド２０２５－０１（適格機関投資家限定）	637,402,411円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	138,713,112円
ＡＭＯｎｅマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	5,862,690円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	19,338,797円
日米資産配分戦略ファンド（インカム重視型）（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	92,930,188円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	5,625,720円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	3,452,561円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	27,168,202円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	59,348,325円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,005,660円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	8,895,910円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,633,675円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	77,514円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	41,153円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	959,604円
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	197,094,750円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	336,573,102円
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,062,573,122円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	8,741,960円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	11,577,839円
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	104,434,472円

ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	20,321,824円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	51,110円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	92,909,075円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,823,862円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	20,260,499円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	42,829,929円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	53,608,092円
ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	14,214,623円
ＤＩＡＭ国内バランス３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,144,296円
動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞	25,619,100円
コア資産形成ファンド	10,266,395円
ＭＨＡＭトピックスファンド	729,077,649円
ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	41,423,815円
ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］	2,736,954,406円
ＭＨＡＭ日本株式パッシブファンド［適格機関投資家限定］	2,882,283,284円
計	125,962,993,135円
２．　受益権の総数	125,962,993,135口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2024年9月11日 至　2025年3月10日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年3月10日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。

	（2）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年3月10日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	△7,940,398,540
合計	△7,940,398,540

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年2月8日から2025年3月10日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	2025年3月10日現在			
	契約額等（円）	うち １年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	18,635,410,000	－	18,502,200,000	△133,210,000
合計	18,635,410,000	－	18,502,200,000	△133,210,000

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年3月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	4.8247円 (48,247円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

2025年3月10日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
極洋	9,100	4,150.00	37,765,000	
ニッスイ	215,000	881.90	189,608,500	
マルハニチロ	31,900	3,093.00	98,666,700	
雪国まいたけ	18,300	1,171.00	21,429,300	
カネコ種苗	6,100	1,415.00	8,631,500	
サカタのタネ	26,600	3,460.00	92,036,000	
ホクト	19,100	1,923.00	36,729,300	
ショーボンドホールディングス	28,200	4,829.00	136,177,800	
ミライト・ワン	70,300	2,208.50	155,257,550	
タマホーム	13,600	3,490.00	47,464,000	
ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	41,700	177.00	7,380,900	
住石ホールディングス	23,700	767.00	18,177,900	
日鉄鉱業	8,600	5,800.00	49,880,000	
三井松島ホールディングス	10,500	4,235.00	44,467,500	
ＩＮＰＥＸ	649,900	1,954.00	1,269,904,600	
石油資源開発	118,000	1,180.00	139,240,000	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	9,800	3,185.00	31,213,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	24,700	2,519.00	62,219,300	
第一カッター興業	6,200	1,369.00	8,487,800	
安藤・間	124,500	1,354.00	168,573,000	
東急建設	67,300	783.00	52,695,900	
コムシスホールディングス	76,400	3,250.00	248,300,000	
ビーアールホールディングス	31,500	346.00	10,899,000	
高松コンストラクショングループ	16,000	2,775.00	44,400,000	
東建コーポレーション	4,700	12,770.00	60,019,000	
ヤマウラ	10,900	1,286.00	14,017,400	
オリエンタル白石	79,500	373.00	29,653,500	
大成建設	136,600	6,713.00	916,995,800	
大林組	496,500	1,981.50	983,814,750	
清水建設	410,900	1,346.00	553,071,400	
長谷工コーポレーション	138,000	1,946.50	268,617,000	
松井建設	14,200	936.00	13,291,200	
鹿島建設	333,500	3,048.00	1,016,508,000	
不動テトラ	9,500	2,224.00	21,128,000	
鉄建建設	9,900	2,642.00	26,155,800	
西松建設	24,000	4,978.00	119,472,000	
三井住友建設	121,100	426.00	51,588,600	
大豊建設	4,100	3,650.00	14,965,000	
奥村組	26,500	4,335.00	114,877,500	
東鉄工業	16,600	3,000.00	49,800,000	
淺沼組	60,300	704.00	42,451,200	
戸田建設	185,200	915.40	169,532,080	
熊谷組	24,800	4,010.00	99,448,000	
矢作建設工業	20,300	1,293.00	26,247,900	
ピーエス・コンストラクション	10,900	1,427.00	15,554,300	

日本ハウスホールディングス	32,000	336.00	10,752,000	
大東建託	51,400	15,400.00	791,560,000	
新日本建設	21,100	1,509.00	31,839,900	
東亜道路工業	26,000	1,514.00	39,364,000	
日本道路	15,100	1,900.00	28,690,000	
東亜建設工業	45,300	1,359.00	61,562,700	
日本国土開発	42,800	496.00	21,228,800	
若築建設	4,600	3,660.00	16,836,000	
東洋建設	43,300	1,350.00	58,455,000	
五洋建設	196,800	709.70	139,668,960	
世紀東急工業	21,400	1,557.00	33,319,800	
福田組	5,700	5,450.00	31,065,000	
住友林業	130,000	4,702.00	611,260,000	
大和ハウス工業	453,800	5,009.00	2,273,084,200	
ライト工業	30,600	2,455.00	75,123,000	
積水ハウス	456,200	3,355.00	1,530,551,000	
日特建設	14,400	1,045.00	15,048,000	
北陸電気工事	10,300	1,233.00	12,699,900	
ユアテック	29,000	1,676.00	48,604,000	
日本リーテック	11,600	1,533.00	17,782,800	
四電工	18,900	1,345.00	25,420,500	
中電工	23,500	3,190.00	74,965,000	
関電工	82,400	2,634.50	217,082,800	
きんでん	104,500	3,221.00	336,594,500	
東京エネシス	16,100	1,129.00	18,176,900	
トーエネック	24,900	990.00	24,651,000	
住友電設	12,200	4,345.00	53,009,000	
日本電設工業	28,200	2,157.00	60,827,400	
エクシオグループ	155,500	1,739.00	270,414,500	
新日本空調	19,500	1,690.00	32,955,000	
九電工	32,600	4,684.00	152,698,400	
三機工業	31,400	3,245.00	101,893,000	
日揮ホールディングス	148,900	1,151.00	171,383,900	
中外炉工業	4,900	3,730.00	18,277,000	
太平電業	9,600	4,860.00	46,656,000	
高砂熱学工業	36,200	5,125.00	185,525,000	
朝日工業社	14,100	2,064.00	29,102,400	
明星工業	25,800	1,210.00	31,218,000	
大氣社	19,200	4,510.00	86,592,000	
ダイダン	19,700	3,485.00	68,654,500	
日比谷総合設備	12,200	3,375.00	41,175,000	
ニップン	49,800	2,190.00	109,062,000	
日清製粉グループ本社	157,000	1,727.50	271,217,500	
日東富士製粉	2,500	6,840.00	17,100,000	
昭和産業	12,700	2,886.00	36,652,200	
中部飼料	20,800	1,370.00	28,496,000	
フィード・ワン	22,300	874.00	19,490,200	
日本甜菜製糖	7,800	2,403.00	18,743,400	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	14,900	3,605.00	53,714,500	
ウェルネオシュガー	9,100	2,364.00	21,512,400	

ＬＩＦＵＬＬ	39,200	162.00	6,350,400	
ＭＩＸＩ	29,500	3,450.00	101,775,000	
ジェイエイシーリクルートメント	57,100	787.00	44,937,700	
日本M＆Aセンターホールディングス	231,800	612.80	142,047,040	
メンバーズ	6,200	1,206.00	7,477,200	
ＵＴグループ	20,400	2,233.00	45,553,200	
アイティメディア	8,300	1,629.00	13,520,700	
ケアネット	32,300	646.00	20,865,800	
Ｅ・Ｊホールディングス	9,300	1,637.00	15,224,100	
オープンアップグループ	52,700	1,820.00	95,914,000	
コシダカホールディングス	47,100	1,036.00	48,795,600	
パソナグループ	19,100	2,115.00	40,396,500	
リンクアンドモチベーション	39,100	523.00	20,449,300	
エス・エム・エス	60,300	1,216.50	73,354,950	
パーソルホールディングス	1,436,900	238.10	342,125,890	
クックパッド	43,600	132.00	5,755,200	
森永製菓	63,100	2,511.00	158,444,100	
中村屋	3,700	3,240.00	11,988,000	
江崎グリコ	43,200	4,617.00	199,454,400	
名糖産業	6,700	2,023.00	13,554,100	
井村屋グループ	8,200	2,457.00	20,147,400	
不二家	10,300	2,324.00	23,937,200	
山崎製パン	101,200	2,816.50	285,029,800	
モロゾフ	14,600	1,685.00	24,601,000	
亀田製菓	9,600	3,975.00	38,160,000	
寿スピリッツ	89,200	2,321.00	207,033,200	
カルビー	69,100	2,901.00	200,459,100	
森永乳業	56,200	3,036.00	170,623,200	
六甲バター	11,000	1,225.00	13,475,000	
ヤクルト本社	215,800	3,066.00	661,642,800	
明治ホールディングス	194,100	3,282.00	637,036,200	
雪印メグミルク	40,700	2,654.00	108,017,800	
プリマハム	20,200	2,217.00	44,783,400	
日本ハム	65,000	4,724.00	307,060,000	
丸大食品	15,200	1,705.00	25,916,000	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	16,700	2,490.00	41,583,000	
柿安本店	5,900	2,945.00	17,375,500	
伊藤ハム米久ホールディングス	23,200	3,780.00	87,696,000	
学情	7,900	2,010.00	15,879,000	
スタジオアリス	7,800	2,043.00	15,935,400	
クロスキャット	8,800	1,089.00	9,583,200	
システナ	219,900	351.00	77,184,900	
ＮＪＳ	3,900	4,475.00	17,452,500	
デジタルアーツ	9,700	5,890.00	57,133,000	
日鉄ソリューションズ	52,500	4,021.00	211,102,500	
綜合警備保障	263,400	1,103.00	290,530,200	
キューブシステム	8,000	1,036.00	8,288,000	
いちご	127,800	366.00	46,774,800	
日本駐車場開発	179,700	246.00	44,206,200	
コア	6,800	1,880.00	12,784,000	

カカクコム	113,500	2,167.50	246,011,250	
セントケア・ホールディング	10,000	748.00	7,480,000	
ルネサンス	12,200	1,102.00	13,444,400	
ディップ	27,600	2,245.00	61,962,000	
ＳＢＳホールディングス	13,800	2,892.00	39,909,600	
デジタルホールディングス	7,900	1,494.00	11,802,600	
新日本科学	16,700	1,491.00	24,899,700	
エムスリー	311,500	1,735.50	540,608,250	
ワールドホールディングス	6,200	2,051.00	12,716,200	
ディー・エヌ・エー	63,000	3,313.00	208,719,000	
博報堂ＤＹホールディングス	178,800	1,093.00	195,428,400	
ぐるなび	29,300	286.00	8,379,800	
タカミヤ	21,300	404.00	8,605,200	
ファンコミュニケーションズ	22,300	404.00	9,009,200	
ライク	5,900	1,455.00	8,584,500	
エスプール	49,900	304.00	15,169,600	
ＷＤＢホールディングス	8,000	1,885.00	15,080,000	
手間いらず	2,500	2,952.00	7,380,000	
アドウェイズ	19,400	286.00	5,548,400	
バリューコマース	13,900	833.00	11,578,700	
インフォマート	148,800	360.00	53,568,000	
サッポロホールディングス	49,800	7,481.00	372,553,800	
アサヒグループホールディングス	1,133,700	1,907.50	2,162,532,750	
キリンホールディングス	628,900	2,066.00	1,299,307,400	
宝ホールディングス	101,800	1,157.50	117,833,500	
オエノンホールディングス	48,900	416.00	20,342,400	
養命酒製造	5,000	2,636.00	13,180,000	
飛島ホールディングス	15,500	1,746.00	27,063,000	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	94,600	2,361.50	223,397,900	
ライフドリンク　カンパニー	33,100	1,419.00	46,968,900	
サントリー食品インターナショナル	106,200	4,914.00	521,866,800	
ダイドーグループホールディングス	17,100	2,656.00	45,417,600	
伊藤園	50,600	2,987.50	151,167,500	
キーコーヒー	16,900	2,047.00	34,594,300	
日清オイリオグループ	21,200	4,825.00	102,290,000	
不二製油グループ本社	30,300	2,817.00	85,355,100	
Ｊ－オイルミルズ	17,300	2,045.00	35,378,500	
インターメスティック	9,300	1,699.00	15,800,700	
サンエー	27,500	3,025.00	83,187,500	
カワチ薬品	12,600	2,702.00	34,045,200	
エービーシー・マート	71,000	2,816.50	199,971,500	
ハードオフコーポレーション	6,400	1,889.00	12,089,600	
高千穂交易	6,400	4,215.00	26,976,000	
アスクル	38,200	1,677.00	64,061,400	
ゲオホールディングス	18,100	1,745.00	31,584,500	
アダストリア	22,600	2,930.00	66,218,000	
リガク・ホールディングス	77,400	1,040.00	80,496,000	
伊藤忠食品	3,600	7,750.00	27,900,000	
くら寿司	19,000	3,095.00	58,805,000	

キャンドゥ	5,800	3,435.00	19,923,000	
パルグループホールディングス	37,100	3,235.00	120,018,500	
エディオン	70,700	1,849.00	130,724,300	
あらた	24,800	3,230.00	80,104,000	
サーラコーポレーション	34,100	846.00	28,848,600	
トーメンデバイス	2,300	6,110.00	14,053,000	
ハローズ	6,500	4,160.00	27,040,000	
ＪＰホールディングス	40,400	650.00	26,260,000	
フジオフードグループ本社	18,200	1,178.00	21,439,600	
あみやき亭	11,700	1,635.00	19,129,500	
東京エレクトロン　デバイス	16,200	3,160.00	51,192,000	
円谷フィールズホールディングス	26,200	1,677.00	43,937,400	
双日	180,500	3,347.00	604,133,500	
アルフレッサ　ホールディングス	151,300	2,036.00	308,046,800	
大黒天物産	5,000	6,570.00	32,850,000	
ハニーズホールディングス	14,400	1,655.00	23,832,000	
キッコーマン	500,300	1,462.50	731,688,750	
味の素	349,700	6,025.00	2,106,942,500	
ブルドックソース	7,900	1,788.00	14,125,200	
キユーピー	81,100	2,936.50	238,150,150	
ハウス食品グループ本社	50,800	2,856.00	145,084,800	
カゴメ	64,700	3,029.00	195,976,300	
アリアケジャパン	15,100	5,860.00	88,486,000	
エバラ食品工業	3,600	2,837.00	10,213,200	
キオクシアホールディングス	69,600	2,754.00	191,678,400	
ニチレイ	58,900	3,568.00	210,155,200	
横浜冷凍	40,900	877.00	35,869,300	
東洋水産	70,000	8,788.00	615,160,000	
イートアンドホールディングス	7,800	2,067.00	16,122,600	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,200	969.00	7,945,800	
日清食品ホールディングス	190,800	3,105.00	592,434,000	
フジッコ	15,600	1,629.00	25,412,400	
ロック・フィールド	16,900	1,609.00	27,192,100	
日本たばこ産業	917,500	3,865.00	3,546,137,500	
ケンコーマヨネーズ	9,500	1,934.00	18,373,000	
わらべや日洋ホールディングス	10,100	2,040.00	20,604,000	
なとり	9,600	2,180.00	20,928,000	
ファーマフーズ	19,900	881.00	17,531,900	
北の達人コーポレーション	64,700	158.00	10,222,600	
ユーグレナ	93,900	485.00	45,541,500	
紀文食品	13,200	1,070.00	14,124,000	
ピックルスホールディングス	8,800	985.00	8,668,000	
スター・マイカ・ホールディングス	15,600	854.00	13,322,400	
ＳＲＥホールディングス	5,600	3,020.00	16,912,000	
片倉工業	14,200	2,310.00	32,802,000	
グンゼ	10,900	5,120.00	55,808,000	
ヒューリック	352,300	1,406.00	495,333,800	
ラサ商事	8,900	1,537.00	13,679,300	
アルペン	13,500	2,325.00	31,387,500	
ラクーンホールディングス	11,500	921.00	10,591,500	

クオールホールディングス	20,000	1,588.00	31,760,000	
アルコニックス	23,300	1,525.00	35,532,500	
神戸物産	125,600	3,512.00	441,107,200	
ソリトンシステムズ	7,900	1,186.00	9,369,400	
ジンズホールディングス	12,300	6,370.00	78,351,000	
ビックカメラ	97,100	1,602.50	155,602,750	
ＤＣＭホールディングス	84,000	1,416.00	118,944,000	
ペッパーフードサービス	47,800	182.00	8,699,600	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	230,000	2,422.00	557,060,000	
あい　ホールディングス	25,900	2,058.00	53,302,200	
Ｊ．フロント　リテイリング	186,300	1,886.50	351,454,950	
ドトール・日レスホールディングス	28,700	2,427.00	69,654,900	
マツキヨココカラ＆カンパニー	285,900	2,327.00	665,289,300	
ブロンコビリー	9,600	3,660.00	35,136,000	
ＺＯＺＯ	120,700	4,458.00	538,080,600	
トレジャー・ファクトリー	11,100	1,668.00	18,514,800	
物語コーポレーション	31,500	3,340.00	105,210,000	
三越伊勢丹ホールディングス	242,400	2,220.50	538,249,200	
東洋紡	66,400	987.00	65,536,800	
ユニチカ	49,700	156.00	7,753,200	
富士紡ホールディングス	6,100	5,040.00	30,744,000	
日清紡ホールディングス	116,500	918.20	106,970,300	
倉敷紡績	10,800	6,150.00	66,420,000	
ダイワボウホールディングス	71,800	2,537.00	182,156,600	
シキボウ	10,900	1,038.00	11,314,200	
日東紡績	17,300	4,460.00	77,158,000	
トヨタ紡織	64,400	2,048.00	131,891,200	
マクニカホールディングス	123,200	1,919.50	236,482,400	
Ｈａｍｅｅ	6,600	1,324.00	8,738,400	
ラクト・ジャパン	6,900	2,880.00	19,872,000	
ウエルシアホールディングス	84,200	2,237.50	188,397,500	
クリエイトＳＤホールディングス	23,100	2,821.00	65,165,100	
グリムス	6,800	2,216.00	15,068,800	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	22,500	1,246.00	28,035,000	
八洲電機	13,200	1,749.00	23,086,800	
メディアスホールディングス	9,500	950.00	9,025,000	
レスター	13,900	2,433.00	33,818,700	
ＴＯＫＡＩホールディングス	88,100	960.00	84,576,000	
三洋貿易	16,700	1,501.00	25,066,700	
シュッピン	16,000	981.00	15,696,000	
ビューティガレージ	5,200	1,443.00	7,503,600	
オイシックス・ラ・大地	26,100	1,284.00	33,512,400	
ウイン・パートナーズ	11,700	1,478.00	17,292,600	
ネクステージ	37,000	1,541.00	57,017,000	
ジョイフル本田	45,000	1,978.00	89,010,000	
エターナルホスピタリティグループ	6,000	2,579.00	15,474,000	
ホットランド	12,400	2,160.00	26,784,000	
すかいらーくホールディングス	221,800	2,815.50	624,477,900	
ＳＦＰホールディングス	9,200	2,033.00	18,703,600	

綿半ホールディングス	12,600	1,711.00	21,558,600	
日本毛織	39,500	1,449.00	57,235,500	
ヨシックスホールディングス	5,400	2,908.00	15,703,200	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	69,200	822.00	56,882,400	
野村不動産ホールディングス	94,700	4,286.00	405,884,200	
三重交通グループホールディングス	32,400	532.00	17,236,800	
ディア・ライフ	25,700	1,050.00	26,985,000	
地主	13,500	2,022.00	27,297,000	
フィル・カンパニー	2,900	774.00	2,244,600	
ＪＰＭＣ	8,700	1,146.00	9,970,200	
フージャースホールディングス	23,400	1,078.00	25,225,200	
オープンハウスグループ	55,200	5,739.00	316,792,800	
東急不動産ホールディングス	454,100	988.70	448,968,670	
飯田グループホールディングス	144,700	2,306.00	333,678,200	
帝国繊維	17,300	2,509.00	43,405,700	
日本コークス工業	156,000	88.00	13,728,000	
ゴルフダイジェスト・オンライン	9,500	326.00	3,097,000	
ＢＥＥＮＯＳ	10,100	3,980.00	40,198,000	
あさひ	13,600	1,424.00	19,366,400	
日本調剤	10,700	1,391.00	14,883,700	
コスモス薬品	32,100	7,159.00	229,803,900	
シップヘルスケアホールディングス	64,000	1,987.50	127,200,000	
ソフトクリエイトホールディングス	11,000	2,056.00	22,616,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	1,792,100	2,120.00	3,799,252,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	121,900	1,318.00	160,664,200	
明治電機工業	6,100	1,570.00	9,577,000	
ツルハホールディングス	28,400	9,316.00	264,574,400	
サンマルクホールディングス	13,200	2,363.00	31,191,600	
トリドールホールディングス	45,400	3,967.00	180,101,800	
帝人	147,600	1,386.00	204,573,600	
東レ	1,122,400	1,034.00	1,160,561,600	
クラレ	204,800	1,912.50	391,680,000	
旭化成	1,039,200	1,053.50	1,094,797,200	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	17,400	314.00	5,463,600	
稲葉製作所	8,800	1,714.00	15,083,200	
宮地エンジニアリンググループ	19,000	1,863.00	35,397,000	
トーカロ	45,500	1,771.00	80,580,500	
ＳＵＭＣＯ	301,200	1,171.50	352,855,800	
川田テクノロジーズ	10,200	2,970.00	30,294,000	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	12,100	3,065.00	37,086,500	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	9,200	1,226.00	11,279,200	
シーアールイー	6,700	1,698.00	11,376,600	
ケイアイスター不動産	8,100	4,490.00	36,369,000	
グッドコムアセット	12,200	796.00	9,711,200	
ジェイ・エス・ビー	6,300	3,185.00	20,065,500	
ロードスターキャピタル	8,600	2,434.00	20,932,400	
霞ヶ関キャピタル	6,200	12,820.00	79,484,000	
ＪＭホールディングス	12,200	2,396.00	29,231,200	

コメダホールディングス	42,500	2,760.00	117,300,000	
アレンザホールディングス	12,100	1,049.00	12,692,900	
串カツ田中ホールディングス	4,900	1,386.00	6,791,400	
バロックジャパンリミテッド	18,900	675.00	12,757,500	
クスリのアオキホールディングス	42,200	3,215.00	135,673,000	
力の源ホールディングス	12,100	1,387.00	16,782,700	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	86,500	4,062.00	351,363,000	
アセンテック	6,200	1,062.00	6,584,400	
セーレン	29,600	2,604.00	77,078,400	
小松マテーレ	22,400	798.00	17,875,200	
ワコールホールディングス	31,800	5,071.00	161,257,800	
ホギメディカル	20,600	4,835.00	99,601,000	
ＴＳＩホールディングス	48,500	1,139.00	55,241,500	
ワールド	23,800	2,392.00	56,929,600	
ＴＩＳ	162,500	4,196.00	681,850,000	
グリーホールディングス	51,500	571.00	29,406,500	
ＧＭＯペパボ	1,900	1,455.00	2,764,500	
コーエーテクモホールディングス	115,500	1,972.50	227,823,750	
三菱総合研究所	7,500	4,800.00	36,000,000	
ファインデックス	12,300	680.00	8,364,000	
ブレインパッド	12,700	1,095.00	13,906,500	
ＫＬａｂ	38,400	140.00	5,376,000	
ポールトゥウィンホールディングス	22,000	446.00	9,812,000	
ネクソン	337,800	1,996.50	674,417,700	
アイスタイル	46,700	459.00	21,435,300	
エムアップホールディングス	18,800	1,676.00	31,508,800	
エイチーム	10,300	912.00	9,393,600	
セルシス	21,900	1,205.00	26,389,500	
エニグモ	17,100	316.00	5,403,600	
コロプラ	52,200	483.00	25,212,600	
ブロードリーフ	61,700	635.00	39,179,500	
デジタルハーツホールディングス	10,900	1,061.00	11,564,900	
メディアドゥ	6,900	1,627.00	11,226,300	
じげん	38,300	430.00	16,469,000	
ブイキューブ	20,900	182.00	3,803,800	
フィックスターズ	15,500	1,688.00	26,164,000	
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	8,700	1,461.00	12,710,700	
オプティム	15,900	687.00	10,923,300	
セレス	6,900	2,541.00	17,532,900	
ＳＨＩＦＴ	152,500	1,137.50	173,468,750	
特種東海製紙	7,400	3,810.00	28,194,000	
セック	2,600	4,715.00	12,259,000	
テクマトリックス	33,300	2,028.00	67,532,400	
プロシップ	6,800	1,694.00	11,519,200	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	38,000	3,028.00	115,064,000	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	35,000	7,415.00	259,525,000	
システムリサーチ	10,500	1,674.00	17,577,000	
インターネットイニシアティブ	84,100	2,529.00	212,688,900	

さくらインターネット	24,100	4,040.00	97,364,000	
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	4,800	2,329.00	11,179,200	
ＳＲＡホールディングス	8,700	4,650.00	40,455,000	
朝日ネット	16,500	684.00	11,286,000	
ｅＢＡＳＥ	21,800	556.00	12,120,800	
アバントグループ	19,400	1,826.00	35,424,400	
アドソル日進	6,500	2,145.00	13,942,500	
フリービット	6,700	1,489.00	9,976,300	
コムチュア	20,200	1,830.00	36,966,000	
アステリア	12,000	566.00	6,792,000	
アイル	8,600	2,151.00	18,498,600	
王子ホールディングス	581,700	632.10	367,692,570	
日本製紙	79,900	1,067.00	85,253,300	
北越コーポレーション	86,200	1,394.00	120,162,800	
大王製紙	77,500	866.00	67,115,000	
マークラインズ	9,200	2,379.00	21,886,800	
メディカル・データ・ビジョン	18,400	416.00	7,654,400	
ｇｕｍｉ	25,100	516.00	12,951,600	
テラスカイ	6,000	2,273.00	13,638,000	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	7,900	2,547.00	20,121,300	
ネオジャパン	4,000	1,607.00	6,428,000	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,100	2,389.00	7,405,900	
ラクス	72,500	1,873.50	135,828,750	
ダブルスタンダード	5,500	1,590.00	8,745,000	
オープンドア	10,700	637.00	6,815,900	
アカツキ	7,500	2,798.00	20,985,000	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	4,900	1,302.00	6,379,800	
カナミックネットワーク	19,400	432.00	8,380,800	
レンゴー	139,800	810.10	113,251,980	
トーモク	8,800	2,366.00	20,820,800	
ザ・パック	11,300	3,405.00	38,476,500	
チェンジホールディングス	37,900	1,291.00	48,928,900	
オークネット	7,100	2,440.00	17,324,000	
マクロミル	29,400	1,273.00	37,426,200	
オロ	6,500	2,554.00	16,601,000	
ユーザーローカル	6,500	1,736.00	11,284,000	
ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	12,300	3,180.00	39,114,000	
マネーフォワード	37,500	4,231.00	158,662,500	
レゾナック・ホールディングス	137,900	3,540.00	488,166,000	
住友化学	1,235,200	368.30	454,924,160	
住友精化	7,200	5,100.00	36,720,000	
日産化学	78,900	4,540.00	358,206,000	
ラサ工業	5,500	2,621.00	14,415,500	
クレハ	31,800	2,826.00	89,866,800	
多木化学	6,000	3,470.00	20,820,000	
テイカ	11,100	1,486.00	16,494,600	
石原産業	25,500	1,735.00	44,242,500	
日本曹達	32,600	2,911.00	94,898,600	

東ソー	205,000	2,100.50	430,602,500	
トクヤマ	49,700	2,798.00	139,060,600	
セントラル硝子	19,300	3,345.00	64,558,500	
東亜合成	71,300	1,403.00	100,033,900	
大阪ソーダ	53,600	1,522.00	81,579,200	
関東電化工業	33,200	892.00	29,614,400	
ＳＵＮ　ＡＳＴＥＲＩＳＫ	10,900	594.00	6,474,600	
デンカ	55,700	2,160.00	120,312,000	
イビデン	88,800	4,354.00	386,635,200	
信越化学工業	1,366,200	4,486.00	6,128,773,200	
日本カーバイド工業	8,000	1,922.00	15,376,000	
プラスアルファ・コンサルティング	19,400	1,383.00	26,830,200	
電算システムホールディングス	6,800	2,615.00	17,782,000	
堺化学工業	10,700	2,730.00	29,211,000	
第一稀元素化学工業	16,800	722.00	12,129,600	
エア・ウォーター	145,000	1,933.00	280,285,000	
日本酸素ホールディングス	149,000	4,830.00	719,670,000	
日本化学工業	5,700	2,298.00	13,098,600	
日本パーカライジング	68,400	1,318.00	90,151,200	
高圧ガス工業	22,500	949.00	21,352,500	
四国化成ホールディングス	17,300	1,890.00	32,697,000	
戸田工業	3,500	1,194.00	4,179,000	
ステラ　ケミファ	8,200	4,075.00	33,415,000	
保土谷化学工業	4,900	3,285.00	16,096,500	
日本触媒	98,300	1,830.00	179,889,000	
大日精化工業	10,600	3,125.00	33,125,000	
カネカ	37,700	3,812.00	143,712,400	
協和キリン	180,800	2,248.00	406,438,400	
ＡＰＰＩＥＲ　ＧＲＯＵＰ	46,800	1,450.00	67,860,000	
三菱瓦斯化学	124,500	2,367.50	294,753,750	
三井化学	138,200	3,496.00	483,147,200	
東京応化工業	73,300	3,328.00	243,942,400	
大阪有機化学工業	12,800	2,521.00	32,268,800	
三菱ケミカルグループ	1,122,600	794.10	891,456,660	
ＫＨネオケム	27,700	2,484.00	68,806,800	
ビジョナル	18,100	7,146.00	129,342,600	
ダイセル	174,700	1,338.00	233,748,600	
住友ベークライト	48,400	3,384.00	163,785,600	
積水化学工業	305,900	2,569.00	785,857,100	
日本ゼオン	118,500	1,529.00	181,186,500	
アイカ工業	38,800	3,290.00	127,652,000	
ＵＢＥ	79,100	2,328.00	184,144,800	
積水樹脂	20,900	1,957.00	40,901,300	
旭有機材	10,200	3,925.00	40,035,000	
ニチバン	9,600	2,082.00	19,987,200	
リケンテクノス	28,700	1,076.00	30,881,200	
大倉工業	7,100	3,725.00	26,447,500	
積水化成品工業	21,700	363.00	7,877,100	
群栄化学工業	3,600	2,830.00	10,188,000	
ダイキョーニシカワ	33,900	623.00	21,119,700	

森六ホールディングス	8,500	2,027.00	17,229,500	
恵和	10,000	1,168.00	11,680,000	
日本化薬	104,100	1,367.00	142,304,700	
カーリット	15,200	1,133.00	17,221,600	
ＣＬホールディングス	3,700	801.00	2,963,700	
プレステージ・インターナショナル	73,800	714.00	52,693,200	
プロトコーポレーション	16,500	2,110.00	34,815,000	
ハイマックス	4,700	1,337.00	6,283,900	
アミューズ	9,600	1,614.00	15,494,400	
野村総合研究所	333,400	5,130.00	1,710,342,000	
ドリームインキュベータ	3,800	4,005.00	15,219,000	
クイック	10,900	1,960.00	21,364,000	
日本システム技術	14,300	1,848.00	26,426,400	
電通グループ	167,600	3,461.00	580,063,600	
インテージホールディングス	8,600	1,709.00	14,697,400	
テイクアンドギヴ・ニーズ	7,500	939.00	7,042,500	
東邦システムサイエンス	7,100	1,226.00	8,704,600	
ぴあ	5,400	2,720.00	14,688,000	
イオンファンタジー	6,800	2,612.00	17,761,600	
ソースネクスト	78,100	226.00	17,650,600	
シーティーエス	21,800	800.00	17,440,000	
メディカルシステムネットワーク	15,900	403.00	6,407,700	
日本精化	10,200	2,131.00	21,736,200	
扶桑化学工業	14,300	3,465.00	49,549,500	
トリケミカル研究所	16,800	3,215.00	54,012,000	
シンプレクス・ホールディングス	30,000	2,851.00	85,530,000	
ＨＥＲＯＺ	6,100	1,028.00	6,270,800	
ラクスル	37,100	1,173.00	43,518,300	
メルカリ	84,800	2,373.50	201,272,800	
ＩＰＳ	4,600	2,242.00	10,313,200	
システムサポートホールディングス	6,000	2,067.00	12,402,000	
ＡＤＥＫＡ	53,500	2,766.50	148,007,750	
日油	180,700	2,189.50	395,642,650	
ハリマ化成グループ	11,800	892.00	10,525,600	
イーソル	10,400	637.00	6,624,800	
ウイングアーク１ｓｔ	16,100	3,615.00	58,201,500	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	5,300	938.00	4,971,400	
サーバーワークス	2,600	2,389.00	6,211,400	
Ｓａｎｓａｎ	43,400	1,988.00	86,279,200	
ギフティ	13,600	1,397.00	18,999,200	
花王	373,800	6,361.00	2,377,741,800	
第一工業製薬	5,600	2,691.00	15,069,600	
石原ケミカル	6,700	2,226.00	14,914,200	
三洋化成工業	9,500	4,000.00	38,000,000	
メドレー	16,900	3,130.00	52,897,000	
ベース	7,500	3,300.00	24,750,000	
ＪＭＤＣ	18,700	2,856.50	53,416,550	
武田薬品工業	1,368,400	4,450.00	6,089,380,000	
アステラス製薬	1,349,000	1,460.00	1,969,540,000	

住友ファーマ	136,900	700.00	95,830,000	
塩野義製薬	509,900	2,313.00	1,179,398,700	
日本新薬	40,400	3,986.00	161,034,400	
中外製薬	481,300	6,707.00	3,228,079,100	
科研製薬	26,300	4,757.00	125,109,100	
エーザイ	200,700	4,286.00	860,200,200	
理研ビタミン	13,200	2,418.00	31,917,600	
ロート製薬	162,500	2,176.00	353,600,000	
小野薬品工業	314,700	1,716.50	540,182,550	
久光製薬	34,200	4,111.00	140,596,200	
持田製薬	19,300	3,270.00	63,111,000	
参天製薬	278,600	1,394.50	388,507,700	
扶桑薬品工業	6,000	2,549.00	15,294,000	
ツムラ	52,900	4,256.00	225,142,400	
テルモ	1,018,700	2,702.50	2,753,036,750	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	46,100	2,762.00	127,328,200	
キッセイ薬品工業	25,500	3,665.00	93,457,500	
生化学工業	29,300	780.00	22,854,000	
栄研化学	24,300	2,278.00	55,355,400	
鳥居薬品	8,200	4,395.00	36,039,000	
ＪＣＲファーマ	52,100	512.00	26,675,200	
東和薬品	20,600	2,782.00	57,309,200	
富士製薬工業	11,300	1,346.00	15,209,800	
ゼリア新薬工業	24,300	2,183.00	53,046,900	
ネクセラファーマ	72,100	864.00	62,294,400	
第一三共	1,422,400	3,487.00	4,959,908,800	
杏林製薬	33,500	1,576.00	52,796,000	
大幸薬品	34,800	283.00	9,848,400	
ダイト	11,400	2,094.00	23,871,600	
大塚ホールディングス	379,900	7,391.00	2,807,840,900	
ペプチドリーム	74,500	2,157.00	160,696,500	
大日本塗料	17,000	1,253.00	21,301,000	
日本ペイントホールディングス	679,500	1,160.00	788,220,000	
関西ペイント	128,600	2,228.50	286,585,100	
中国塗料	34,700	2,184.00	75,784,800	
藤倉化成	19,300	516.00	9,958,800	
太陽ホールディングス	26,700	3,995.00	106,666,500	
ＤＩＣ	54,400	3,214.00	174,841,600	
サカタインクス	34,100	1,874.00	63,903,400	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	27,500	3,175.00	87,312,500	
アルプス技研	13,800	2,600.00	35,880,000	
サニックス	22,700	247.00	5,606,900	
日本空調サービス	16,900	1,010.00	17,069,000	
オリエンタルランド	929,400	3,277.00	3,045,643,800	
フォーカスシステムズ	10,300	1,094.00	11,268,200	
ダスキン	34,400	3,721.00	128,002,400	
パーク２４	117,800	1,997.00	235,246,600	
明光ネットワークジャパン	19,100	740.00	14,134,000	
ファルコホールディングス	6,400	2,412.00	15,436,800	
クレスコ	25,100	1,181.00	29,643,100	

フジ・メディア・ホールディングス	147,800	2,415.00	356,937,000	
ラウンドワン	148,700	1,053.00	156,581,100	
リゾートトラスト	62,200	2,998.00	186,475,600	
オービック	285,600	4,354.00	1,243,502,400	
ジャストシステム	22,300	3,575.00	79,722,500	
ＴＤＣソフト	25,900	1,325.00	34,317,500	
ＬＩＮＥヤフー	2,459,800	528.10	1,299,020,380	
ビー・エム・エル	19,300	2,832.00	54,657,600	
トレンドマイクロ	80,700	10,045.00	810,631,500	
ＩＤホールディングス	10,400	1,782.00	18,532,800	
リソー教育	98,300	270.00	26,541,000	
日本オラクル	29,400	14,125.00	415,275,000	
早稲田アカデミー	8,700	2,020.00	17,574,000	
アルファシステムズ	4,900	3,400.00	16,660,000	
フューチャー	38,100	1,835.00	69,913,500	
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	9,500	1,984.00	18,848,000	
ユー・エス・エス	324,300	1,411.00	457,587,300	
オービックビジネスコンサルタント	25,900	7,128.00	184,615,200	
アイティフォー	18,000	1,410.00	25,380,000	
東京個別指導学院	18,700	338.00	6,320,600	
東計電算	4,200	4,465.00	18,753,000	
サイバーエージェント	348,300	1,100.00	383,130,000	
楽天グループ	1,110,300	911.40	1,011,927,420	
クリーク・アンド・リバー社	7,900	1,692.00	13,366,800	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	30,900	682.00	21,073,800	
テー・オー・ダブリュー	31,100	315.00	9,796,500	
大塚商会	174,200	3,277.00	570,853,400	
サイボウズ	21,100	2,696.00	56,885,600	
山田コンサルティンググループ	7,900	1,739.00	13,738,100	
セントラルスポーツ	6,000	2,476.00	14,856,000	
パラカ	4,900	1,840.00	9,016,000	
電通総研	14,900	6,320.00	94,168,000	
ＡＣＣＥＳＳ	16,100	970.00	15,617,000	
デジタルガレージ	24,500	4,495.00	110,127,500	
イーエムシステムズ	25,600	783.00	20,044,800	
ウェザーニューズ	12,200	3,395.00	41,419,000	
ＣＩＪ	38,200	455.00	17,381,000	
ビジネスエンジニアリング	3,600	3,780.00	13,608,000	
WOWOW	11,500	1,016.00	11,684,000	
スカラ	14,200	417.00	5,921,400	
フルキャストホールディングス	12,800	1,588.00	20,326,400	
エン・ジャパン	25,600	1,725.00	44,160,000	
セルソース	10,200	810.00	8,262,000	
あすか製薬ホールディングス	14,100	2,214.00	31,217,400	
サワイグループホールディングス	90,600	2,063.00	186,907,800	
富士フイルムホールディングス	927,300	3,075.00	2,851,447,500	
コニカミノルタ	345,800	560.20	193,717,160	
資生堂	321,100	2,822.00	906,144,200	
ライオン	195,800	1,748.50	342,356,300	

高砂香料工業	10,300	6,780.00	69,834,000	
マンダム	30,600	1,311.00	40,116,600	
ミルボン	24,600	3,045.00	74,907,000	
コーセー	31,300	6,807.00	213,059,100	
コタ	15,600	1,495.00	23,322,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	78,800	1,263.50	99,563,800	
ノエビアホールディングス	13,800	4,245.00	58,581,000	
新日本製薬	8,800	2,363.00	20,794,400	
Ｉ－ｎｅ	5,200	1,663.00	8,647,600	
アクシージア	10,200	427.00	4,355,400	
エステー	12,400	1,470.00	18,228,000	
コニシ	48,500	1,252.00	60,722,000	
長谷川香料	29,400	2,834.00	83,319,600	
小林製薬	40,400	5,613.00	226,765,200	
荒川化学工業	14,300	1,191.00	17,031,300	
メック	12,600	2,539.00	31,991,400	
日本高純度化学	3,800	3,260.00	12,388,000	
タカラバイオ	48,400	837.00	40,510,800	
ＪＣＵ	17,000	3,395.00	57,715,000	
ＯＡＴアグリオ	6,400	2,060.00	13,184,000	
デクセリアルズ	133,200	1,909.00	254,278,800	
アース製薬	14,100	5,010.00	70,641,000	
北興化学工業	13,800	1,291.00	17,815,800	
大成ラミック	4,600	2,562.00	11,785,200	
クミアイ化学工業	61,100	825.00	50,407,500	
日本農薬	23,600	751.00	17,723,600	
ニチレキグループ	16,400	2,269.00	37,211,600	
ユシロ化学工業	7,800	2,049.00	15,982,200	
富士石油	40,400	324.00	13,089,600	
出光興産	718,800	1,068.50	768,037,800	
ＥＮＥＯＳホールディングス	2,608,600	799.90	2,086,619,140	
コスモエネルギーホールディングス	50,700	6,540.00	331,578,000	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	20,700	2,879.00	59,595,300	
テスホールディングス	32,700	270.00	8,829,000	
インフロニア・ホールディングス	157,500	1,199.50	188,921,250	
横浜ゴム	77,800	3,521.00	273,933,800	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	88,300	2,609.00	230,374,700	
ブリヂストン	450,100	6,023.00	2,710,952,300	
住友ゴム工業	150,900	1,856.00	280,070,400	
藤倉コンポジット	14,700	1,454.00	21,373,800	
オカモト	8,100	5,260.00	42,606,000	
アキレス	8,300	1,449.00	12,026,700	
フコク	9,100	1,694.00	15,415,400	
ニッタ	15,100	3,785.00	57,153,500	
住友理工	29,800	1,729.00	51,524,200	
三ツ星ベルト	21,300	3,940.00	83,922,000	
バンドー化学	23,000	1,738.00	39,974,000	
ＡＧＣ	149,600	4,740.00	709,104,000	
日本板硝子	78,700	468.00	36,831,600	
有沢製作所	23,200	1,414.00	32,804,800	

日本電気硝子	51,300	3,503.00	179,703,900	
オハラ	7,300	1,096.00	8,000,800	
住友大阪セメント	26,600	3,615.00	96,159,000	
太平洋セメント	94,900	3,901.00	370,204,900	
日本ヒューム	13,600	1,921.00	26,125,600	
日本コンクリート工業	29,700	370.00	10,989,000	
三谷セキサン	5,400	6,250.00	33,750,000	
アジアパイルホールディングス	21,900	907.00	19,863,300	
東海カーボン	141,800	973.30	138,013,940	
日本カーボン	8,800	4,160.00	36,608,000	
東洋炭素	10,800	3,965.00	42,822,000	
ノリタケ	17,000	3,620.00	61,540,000	
ＴＯＴＯ	111,600	4,000.00	446,400,000	
日本碍子	170,900	1,891.00	323,171,900	
日本特殊陶業	125,700	4,530.00	569,421,000	
ＭＡＲＵＷＡ	6,400	31,310.00	200,384,000	
品川リフラクトリーズ	18,900	1,786.00	33,755,400	
黒崎播磨	10,400	2,638.00	27,435,200	
ヨータイ	7,800	1,701.00	13,267,800	
フジミインコーポレーテッド	41,400	2,050.00	84,870,000	
ニチアス	39,100	4,302.00	168,208,200	
日本製鉄	801,100	3,380.00	2,707,718,000	
神戸製鋼所	318,200	1,870.50	595,193,100	
中山製鋼所	32,800	785.00	25,748,000	
合同製鐵	8,900	4,150.00	36,935,000	
ＪＦＥホールディングス	476,700	1,971.50	939,814,050	
東京製鐵	44,100	1,668.00	73,558,800	
共英製鋼	15,600	1,967.00	30,685,200	
大和工業	29,800	7,840.00	233,632,000	
東京鐵鋼	7,000	6,080.00	42,560,000	
大阪製鐵	7,300	3,165.00	23,104,500	
淀川製鋼所	14,600	5,910.00	86,286,000	
中部鋼鈑	10,400	2,276.00	23,670,400	
丸一鋼管	48,300	3,499.00	169,001,700	
モリ工業	3,700	5,200.00	19,240,000	
大同特殊鋼	99,800	1,261.50	125,897,700	
日本冶金工業	10,700	4,315.00	46,170,500	
山陽特殊製鋼	15,800	2,745.00	43,371,000	
愛知製鋼	9,200	7,040.00	64,768,000	
大平洋金属	14,600	1,894.00	27,652,400	
新日本電工	94,800	289.00	27,397,200	
栗本鐵工所	7,300	4,830.00	35,259,000	
日本製鋼所	46,900	5,726.00	268,549,400	
三菱製鋼	11,700	1,638.00	19,164,600	
日本精線	12,600	1,355.00	17,073,000	
エンビプロ・ホールディングス	15,700	454.00	7,127,800	
大紀アルミニウム工業所	22,800	1,045.00	23,826,000	
日本軽金属ホールディングス	46,300	1,603.00	74,218,900	
三井金属鉱業	39,700	4,421.00	175,513,700	
東邦亜鉛	12,500	620.00	7,750,000	

三菱マテリアル	113,100	2,515.00	284,446,500	
住友金属鉱山	200,000	3,219.00	643,800,000	
ＤＯＷＡホールディングス	42,800	4,801.00	205,482,800	
古河機械金属	20,800	2,189.00	45,531,200	
大阪チタニウムテクノロジーズ	27,400	2,035.00	55,759,000	
東邦チタニウム	32,800	1,141.00	37,424,800	
ＵＡＣＪ	22,400	5,160.00	115,584,000	
ＣＫサンエツ	2,900	4,095.00	11,875,500	
古河電気工業	51,500	5,835.00	300,502,500	
住友電気工業	546,200	2,625.00	1,433,775,000	
フジクラ	169,600	5,773.00	979,100,800	
ＳＷＣＣ	21,200	5,700.00	120,840,000	
平河ヒューテック	10,100	1,441.00	14,554,100	
いよぎんホールディングス	197,700	1,594.00	315,133,800	
しずおかフィナンシャルグループ	332,800	1,551.00	516,172,800	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	127,200	1,610.00	204,792,000	
楽天銀行	70,100	5,629.00	394,592,900	
京都フィナンシャルグループ	190,000	2,207.00	419,330,000	
リョービ	16,800	2,373.00	39,866,400	
ＡＲＥホールディングス	64,000	1,963.00	125,632,000	
東洋製罐グループホールディングス	101,000	2,452.50	247,702,500	
ホッカンホールディングス	8,500	1,754.00	14,909,000	
コロナ	8,900	970.00	8,633,000	
横河ブリッジホールディングス	27,200	2,589.00	70,420,800	
三和ホールディングス	156,200	5,048.00	788,497,600	
文化シヤッター	41,500	1,860.00	77,190,000	
三協立山	19,800	614.00	12,157,200	
アルインコ	12,000	1,061.00	12,732,000	
ＬＩＸＩＬ	230,700	1,810.50	417,682,350	
ノーリツ	22,500	1,745.00	39,262,500	
長府製作所	17,600	1,942.00	34,179,200	
リンナイ	84,100	3,473.00	292,079,300	
ユニプレス	27,500	1,084.00	29,810,000	
日東精工	23,100	584.00	13,490,400	
岡部	28,200	862.00	24,308,400	
ジーテクト	17,600	1,726.00	30,377,600	
東プレ	27,800	1,876.00	52,152,800	
高周波熱錬	23,500	1,008.00	23,688,000	
東京製綱	9,400	1,327.00	12,473,800	
サンコール	17,500	344.00	6,020,000	
パイオラックス	21,200	2,389.00	50,646,800	
エイチワン	16,300	1,125.00	18,337,500	
日本発条	139,900	1,658.50	232,024,150	
中央発條	10,200	1,693.00	17,268,600	
三浦工業	71,800	3,055.00	219,349,000	
タクマ	52,400	1,749.00	91,647,600	
テクノプロ・ホールディングス	95,900	3,120.00	299,208,000	
アイ・アールジャパンホールディングス	8,100	699.00	5,661,900	
ＫｅｅＰｅｒ技研	9,800	4,130.00	40,474,000	

Ｇｕｎｏｓｙ	12,600	573.00	7,219,800	
イー・ガーディアン	7,500	2,145.00	16,087,500	
ジャパンマテリアル	48,300	1,343.00	64,866,900	
ベクトル	21,400	934.00	19,987,600	
チャーム・ケア・コーポレーション	13,200	1,280.00	16,896,000	
キャリアリンク	5,800	2,348.00	13,618,400	
ＩＢＪ	12,000	673.00	8,076,000	
アサンテ	7,700	1,644.00	12,658,800	
バリューＨＲ	14,200	1,463.00	20,774,600	
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	12,700	2,907.00	36,918,900	
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,300	1,049.00	6,608,700	
シグマクシス・ホールディングス	46,200	921.00	42,550,200	
ウィルグループ	13,300	1,021.00	13,579,300	
メドピア	12,700	481.00	6,108,700	
リクルートホールディングス	1,229,800	9,136.00	11,235,452,800	
エラン	20,700	761.00	15,752,700	
ツガミ	33,200	1,711.00	56,805,200	
オークマ	27,100	3,515.00	95,256,500	
芝浦機械	20,300	3,810.00	77,343,000	
アマダ	215,100	1,486.50	319,746,150	
アイダエンジニアリング	34,600	872.00	30,171,200	
ＦＵＪＩ	67,300	2,191.00	147,454,300	
牧野フライス製作所	17,100	12,050.00	206,055,000	
オーエスジー	68,200	1,732.00	118,122,400	
旭ダイヤモンド工業	38,500	852.00	32,802,000	
ＤＭＧ森精機	97,600	3,247.00	316,907,200	
ソディック	40,900	907.00	37,096,300	
ディスコ	74,500	33,020.00	2,459,990,000	
日東工器	6,000	2,034.00	12,204,000	
日進工具	12,800	768.00	9,830,400	
冨士ダイス	11,400	820.00	9,348,000	
日本郵政	1,765,400	1,561.50	2,756,672,100	
ベルシステム２４ホールディングス	16,900	1,256.00	21,226,400	
鎌倉新書	13,500	464.00	6,264,000	
エアトリ	11,500	1,030.00	11,845,000	
アトラエ	11,000	657.00	7,227,000	
ストライク	7,700	3,100.00	23,870,000	
ソラスト	43,500	466.00	20,271,000	
セラク	4,900	1,753.00	8,589,700	
インソース	34,200	819.00	28,009,800	
豊田自動織機	130,800	13,065.00	1,708,902,000	
リケンＮＰＲ	19,400	2,625.00	50,925,000	
島精機製作所	24,600	960.00	23,616,000	
オプトラン	25,300	1,618.00	40,935,400	
イワキ	10,300	2,390.00	24,617,000	
フリュー	14,500	1,018.00	14,761,000	
ヤマシンフィルタ	32,800	603.00	19,778,400	
日阪製作所	18,800	1,028.00	19,326,400	
やまびこ	25,200	2,532.00	63,806,400	

野村マイクロ・サイエンス	25,600	2,459.00	62,950,400	
平田機工	7,400	4,835.00	35,779,000	
ＰＥＧＡＳＵＳ	17,100	516.00	8,823,600	
マルマエ	6,700	1,427.00	9,560,900	
タツモ	11,000	2,119.00	23,309,000	
ナブテスコ	97,100	2,448.00	237,700,800	
三井海洋開発	19,500	4,115.00	80,242,500	
レオン自動機	16,300	1,253.00	20,423,900	
ＳＭＣ	46,300	58,750.00	2,720,125,000	
ホソカワミクロン	10,800	4,020.00	43,416,000	
ユニオンツール	6,800	4,250.00	28,900,000	
瑞光	9,900	1,185.00	11,731,500	
オイレス工業	20,900	2,393.00	50,013,700	
日精エー・エス・ビー機械	5,400	4,960.00	26,784,000	
サトーホールディングス	19,300	2,125.00	41,012,500	
技研製作所	14,500	1,483.00	21,503,500	
日本エアーテック	7,200	1,082.00	7,790,400	
日精樹脂工業	10,200	897.00	9,149,400	
ワイエイシイホールディングス	15,800	918.00	14,504,400	
小松製作所	763,300	4,407.00	3,363,863,100	
住友重機械工業	91,700	3,217.00	294,998,900	
日立建機	61,600	3,952.00	243,443,200	
日工	23,100	698.00	16,123,800	
巴工業	6,100	3,910.00	23,851,000	
井関農機	14,500	1,163.00	16,863,500	
ＴＯＷＡ	47,500	1,511.00	71,772,500	
北川鉄工所	6,100	1,237.00	7,545,700	
ローツェ	80,900	1,574.00	127,336,600	
クボタ	792,100	1,945.50	1,541,030,550	
荏原実業	7,400	3,940.00	29,156,000	
東洋エンジニアリング	22,300	747.00	16,658,100	
三菱化工機	5,500	3,840.00	21,120,000	
月島ホールディングス	20,800	1,638.00	34,070,400	
帝国電機製作所	10,600	3,110.00	32,966,000	
新東工業	34,400	881.00	30,306,400	
澁谷工業	14,500	3,260.00	47,270,000	
アイチコーポレーション	25,600	1,488.00	38,092,800	
小森コーポレーション	38,000	1,285.00	48,830,000	
鶴見製作所	11,700	3,445.00	40,306,500	
酒井重工業	6,100	2,230.00	13,603,000	
荏原製作所	317,900	2,424.00	770,589,600	
西島製作所	13,400	2,256.00	30,230,400	
北越工業	15,600	1,988.00	31,012,800	
ダイキン工業	201,600	17,030.00	3,433,248,000	
オルガノ	24,000	6,460.00	155,040,000	
トーヨーカネツ	5,800	3,855.00	22,359,000	
栗田工業	86,600	4,834.00	418,624,400	
椿本チエイン	70,200	1,935.00	135,837,000	
日機装	39,800	1,286.00	51,182,800	
木村化工機	11,800	778.00	9,180,400	

レイズネクスト	21,900	1,593.00	34,886,700	
アネスト岩田	26,300	1,242.00	32,664,600	
ダイフク	261,300	3,695.00	965,503,500	
サムコ	3,700	2,854.00	10,559,800	
タダノ	89,000	1,092.50	97,232,500	
フジテック	49,800	5,710.00	284,358,000	
ＣＫＤ	42,900	2,161.00	92,706,900	
平和	51,600	2,385.00	123,066,000	
理想科学工業	24,700	1,356.00	33,493,200	
ＳＡＮＫＹＯ	179,000	2,165.00	387,535,000	
日本金銭機械	18,700	1,116.00	20,869,200	
マースグループホールディングス	10,400	3,240.00	33,696,000	
フクシマガリレイ	22,700	2,816.00	63,923,200	
ダイコク電機	6,800	2,769.00	18,829,200	
竹内製作所	28,000	5,380.00	150,640,000	
アマノ	43,900	3,878.00	170,244,200	
ＪＵＫＩ	24,200	450.00	10,890,000	
ジャノメ	13,500	1,020.00	13,770,000	
ブラザー工業	207,000	2,765.00	572,355,000	
マックス	19,100	4,365.00	83,371,500	
モリタホールディングス	24,200	2,075.00	50,215,000	
グローリー	40,700	2,704.50	110,073,150	
新晃工業	44,300	1,207.00	53,470,100	
大和冷機工業	23,800	1,764.00	41,983,200	
セガサミーホールディングス	138,300	2,922.50	404,181,750	
ＴＰＲ	19,600	2,410.00	47,236,000	
ツバキ・ナカシマ	38,100	438.00	16,687,800	
ホシザキ	99,800	6,146.00	613,370,800	
大豊工業	13,500	638.00	8,613,000	
日本精工	286,700	655.90	188,046,530	
ＮＴＮ	366,400	248.30	90,977,120	
ジェイテクト	137,800	1,144.00	157,643,200	
不二越	11,400	3,460.00	39,444,000	
ミネベアミツミ	269,200	2,330.00	627,236,000	
日本トムソン	42,100	523.00	22,018,300	
ＴＨＫ	89,300	3,738.00	333,803,400	
ユーシン精機	14,400	663.00	9,547,200	
前澤給装工業	11,000	1,324.00	14,564,000	
イーグル工業	17,100	2,032.00	34,747,200	
ＰＩＬＬＡＲ	14,400	3,620.00	52,128,000	
キッツ	51,900	1,179.00	61,190,100	
日立製作所	3,939,200	3,703.00	14,586,857,600	
三菱電機	1,575,200	2,647.00	4,169,554,400	
富士電機	94,200	6,569.00	618,799,800	
安川電機	168,400	4,122.00	694,144,800	
シンフォニア　テクノロジー	15,500	6,320.00	97,960,000	
明電舎	26,100	4,270.00	111,447,000	
山洋電気	6,700	8,700.00	58,290,000	
デンヨー	11,700	2,660.00	31,122,000	
ＰＨＣホールディングス	29,000	1,086.00	31,494,000	

ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	108,400	3,000.00	325,200,000	
ソシオネクスト	154,400	2,081.50	321,383,600	
ベイカレント	115,700	5,887.00	681,125,900	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	3,500	751.00	2,628,500	
アイモバイル	19,900	484.00	9,631,600	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	8,600	1,014.00	8,720,400	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	61,300	2,590.00	158,767,000	
エル・ティー・エス	2,100	2,060.00	4,326,000	
ミダックホールディングス	9,600	2,050.00	19,680,000	
キュービーネットホールディングス	9,100	1,046.00	9,518,600	
オープングループ	24,900	278.00	6,922,200	
三櫻工業	21,200	681.00	14,437,200	
マキタ	192,600	5,205.00	1,002,483,000	
東芝テック	23,300	2,928.00	68,222,400	
芝浦メカトロニクス	11,200	7,280.00	81,536,000	
マブチモーター	67,900	2,355.00	159,904,500	
ニデック	683,700	2,690.50	1,839,494,850	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	9,900	311.00	3,078,900	
トレックス・セミコンダクター	7,300	1,276.00	9,314,800	
東光高岳	8,300	2,004.00	16,633,200	
ダブル・スコープ	47,600	277.00	13,185,200	
宮越ホールディングス	6,900	1,235.00	8,521,500	
ダイヘン	14,600	6,700.00	97,820,000	
ヤーマン	30,000	830.00	24,900,000	
ＪＶＣケンウッド	122,100	1,280.00	156,288,000	
ミマキエンジニアリング	12,800	1,350.00	17,280,000	
大崎電気工業	33,400	799.00	26,686,600	
オムロン	141,800	4,721.00	669,437,800	
日東工業	20,700	3,315.00	68,620,500	
ＩＤＥＣ	23,000	2,628.00	60,444,000	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	69,100	2,517.00	173,924,700	
テクノメディカ	2,900	1,744.00	5,057,600	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	6,300	629.00	3,962,700	
日本電気	219,000	14,700.00	3,219,300,000	
富士通	1,425,100	3,032.00	4,320,903,200	
沖電気工業	75,100	960.00	72,096,000	
電気興業	6,300	1,610.00	10,143,000	
サンケン電気	15,900	7,464.00	118,677,600	
アイホン	9,500	2,655.00	25,222,500	
ルネサスエレクトロニクス	1,179,800	2,338.50	2,758,962,300	
セイコーエプソン	198,600	2,499.50	496,400,700	
ワコム	108,900	622.00	67,735,800	
アルバック	34,000	5,390.00	183,260,000	
アクセル	7,700	1,186.00	9,132,200	
ＥＩＺＯ	20,100	2,232.00	44,863,200	
ジャパンディスプレイ	667,000	17.00	11,339,000	
日本信号	35,200	912.00	32,102,400	

京三製作所	36,000	495.00	17,820,000	
能美防災	20,800	3,105.00	64,584,000	
ホーチキ	9,900	2,580.00	25,542,000	
エレコム	36,900	1,715.00	63,283,500	
パナソニック　ホールディングス	1,829,700	1,790.00	3,275,163,000	
シャープ	223,700	959.60	214,662,520	
アンリツ	109,100	1,358.50	148,212,350	
富士通ゼネラル	43,800	2,759.00	120,844,200	
ソニーグループ	5,290,900	3,458.00	18,295,932,200	
ＴＤＫ	1,337,400	1,558.50	2,084,337,900	
帝国通信工業	6,800	2,453.00	16,680,400	
タムラ製作所	61,600	534.00	32,894,400	
アルプスアルパイン	125,800	1,584.50	199,330,100	
日本電波工業	14,500	851.00	12,339,500	
鈴木	8,200	1,671.00	13,702,200	
メイコー	15,200	6,990.00	106,248,000	
日本トリム	3,500	3,880.00	13,580,000	
フォスター電機	15,800	1,383.00	21,851,400	
ＳＭＫ	3,700	2,638.00	9,760,600	
ヨコオ	13,800	1,489.00	20,548,200	
ホシデン	38,500	2,079.00	80,041,500	
ヒロセ電機	22,700	17,340.00	393,618,000	
日本航空電子工業	40,400	2,706.00	109,322,400	
ＴＯＡ	15,800	962.00	15,199,600	
マクセル	29,600	1,887.00	55,855,200	
古野電気	18,200	2,420.00	44,044,000	
スミダコーポレーション	20,700	990.00	20,493,000	
アイコム	6,000	2,881.00	17,286,000	
リオン	6,400	2,456.00	15,718,400	
横河電機	169,500	2,995.00	507,652,500	
新電元工業	6,000	2,599.00	15,594,000	
アズビル	417,900	1,131.00	472,644,900	
日本光電工業	137,200	2,159.00	296,214,800	
チノー	6,400	2,043.00	13,075,200	
日本電子材料	9,500	2,001.00	19,009,500	
堀場製作所	29,000	10,015.00	290,435,000	
アドバンテスト	483,300	7,789.00	3,764,423,700	
エスペック	13,700	2,457.00	33,660,900	
キーエンス	153,400	60,860.00	9,335,924,000	
日置電機	8,000	7,350.00	58,800,000	
シスメックス	396,900	2,711.50	1,076,194,350	
日本マイクロニクス	25,200	3,830.00	96,516,000	
メガチップス	11,700	4,910.00	57,447,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	9,600	3,390.00	32,544,000	
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	15,500	513.00	7,951,500	
デンソー	1,502,100	1,972.00	2,962,141,200	
コーセル	16,400	1,038.00	17,023,200	
イリソ電子工業	15,600	2,705.00	42,198,000	
オプテックスグループ	28,100	1,741.00	48,922,100	
千代田インテグレ	5,400	3,035.00	16,389,000	

レーザーテック	59,500	15,210.00	904,995,000	
スタンレー電気	96,000	2,468.00	236,928,000	
ウシオ電機	67,800	2,079.00	140,956,200	
日本セラミック	14,100	2,802.00	39,508,200	
古河電池	11,200	1,383.00	15,489,600	
山一電機	12,500	2,076.00	25,950,000	
図研	14,100	4,625.00	65,212,500	
日本電子	35,400	4,810.00	170,274,000	
カシオ計算機	122,500	1,265.50	155,023,750	
ファナック	741,900	4,361.00	3,235,425,900	
日本シイエムケイ	44,800	443.00	19,846,400	
エンプラス	4,600	4,865.00	22,379,000	
大真空	18,700	584.00	10,920,800	
ローム	277,700	1,570.00	435,989,000	
浜松ホトニクス	246,300	1,570.00	386,691,000	
三井ハイテック	67,900	839.00	56,968,100	
新光電気工業	54,100	5,911.00	319,785,100	
京セラ	952,800	1,727.50	1,645,962,000	
太陽誘電	67,200	2,566.50	172,468,800	
村田製作所	1,350,500	2,638.50	3,563,294,250	
双葉電子工業	29,100	524.00	15,248,400	
日東電工	486,500	2,817.00	1,370,470,500	
東海理化電機製作所	43,300	2,266.00	98,117,800	
ニチコン	40,400	1,276.00	51,550,400	
日本ケミコン	18,900	968.00	18,295,200	
ＫＯＡ	25,500	998.00	25,449,000	
三井Ｅ＆Ｓ	82,800	1,789.00	148,129,200	
カナデビア	126,900	933.00	118,397,700	
三菱重工業	2,708,200	2,345.00	6,350,729,000	
川崎重工業	115,400	8,500.00	980,900,000	
ＩＨＩ	124,100	10,275.00	1,275,127,500	
名村造船所	43,700	2,301.00	100,553,700	
マネジメントソリューションズ	7,700	1,855.00	14,283,500	
プロレド・パートナーズ	3,900	450.00	1,755,000	
フロンティア・マネジメント	4,800	682.00	3,273,600	
アンビスホールディングス	33,900	644.00	21,831,600	
カーブスホールディングス	43,100	663.00	28,575,300	
フォーラムエンジニアリング	18,300	1,083.00	19,818,900	
ＦＡＳＴ　ＦＩＴＮＥＳＳ　ＪＡＰＡＮ	5,500	1,420.00	7,810,000	
Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	4,500	3,035.00	13,657,500	
日本車輌製造	5,900	2,097.00	12,372,300	
三菱ロジスネクスト	24,400	1,938.00	47,287,200	
フルサト・マルカホールディングス	13,100	2,398.00	31,413,800	
ヤマエグループホールディングス	17,500	2,364.00	41,370,000	
ＦＰＧ	53,800	2,355.00	126,699,000	
全国保証	39,700	5,646.00	224,146,200	
めぶきフィナンシャルグループ	758,200	646.50	490,176,300	
ジャパンインベストメントアドバイザー	24,500	1,723.00	42,213,500	

東京きらぼしフィナンシャルグループ	19,300	4,890.00	94,377,000	
九州フィナンシャルグループ	265,700	705.50	187,451,350	
かんぽ生命保険	175,700	2,866.50	503,644,050	
ゆうちょ銀行	1,244,600	1,473.50	1,833,918,100	
富山第一銀行	48,000	1,011.00	48,528,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	803,300	914.20	734,376,860	
ジェイリース	11,200	1,308.00	14,649,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	93,000	1,920.00	178,560,000	
ＳＢＩアルヒ	15,500	857.00	13,283,500	
プレミアグループ	25,500	2,083.00	53,116,500	
日産自動車	1,916,400	433.10	829,992,840	
いすゞ自動車	473,600	1,965.00	930,624,000	
トヨタ自動車	8,150,900	2,829.00	23,058,896,100	
日野自動車	230,700	467.70	107,898,390	
三菱自動車工業	586,200	436.10	255,641,820	
武蔵精密工業	37,500	2,550.00	95,625,000	
日産車体	23,400	1,073.00	25,108,200	
新明和工業	44,000	1,435.00	63,140,000	
極東開発工業	20,600	2,545.00	52,427,000	
トピー工業	12,400	2,208.00	27,379,200	
ティラド	3,400	3,890.00	13,226,000	
曙ブレーキ工業	93,600	120.00	11,232,000	
タチエス	28,200	1,790.00	50,478,000	
ＮＯＫ	59,600	2,320.00	138,272,000	
フタバ産業	46,200	792.00	36,590,400	
カヤバ	26,200	2,965.00	77,683,000	
市光工業	27,700	418.00	11,578,600	
大同メタル工業	29,900	524.00	15,667,600	
プレス工業	60,000	583.00	34,980,000	
太平洋工業	35,100	1,426.00	50,052,600	
アイシン	324,700	1,775.00	576,342,500	
マツダ	471,000	1,030.00	485,130,000	
本田技研工業	3,633,000	1,444.00	5,246,052,000	
スズキ	1,239,200	1,792.00	2,220,646,400	
ＳＵＢＡＲＵ	462,300	2,866.50	1,325,182,950	
ヤマハ発動機	647,300	1,223.00	791,647,900	
小糸製作所	158,900	1,935.00	307,471,500	
エクセディ	25,000	4,835.00	120,875,000	
ミツバ	28,900	832.00	24,044,800	
豊田合成	43,800	2,653.00	116,201,400	
愛三工業	29,100	1,994.00	58,025,400	
ヨロズ	15,900	1,100.00	17,490,000	
エフ・シー・シー	26,800	3,260.00	87,368,000	
シマノ	66,400	21,495.00	1,427,268,000	
テイ・エス　テック	62,300	1,749.00	108,962,700	
三十三フィナンシャルグループ	13,600	2,240.00	30,464,000	
第四北越フィナンシャルグループ	47,500	2,755.00	130,862,500	
ひろぎんホールディングス	212,500	1,193.00	253,512,500	

おきなわフィナンシャルグループ	11,800	2,499.00	29,488,200	
ダイレクトマーケティングミックス	19,000	304.00	5,776,000	
ポピンズ	2,800	1,024.00	2,867,200	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	14,400	1,121.00	16,142,400	
十六フィナンシャルグループ	21,100	4,535.00	95,688,500	
北國フィナンシャルホールディングス	14,700	5,410.00	79,527,000	
ネットプロテクションズホールディングス	50,300	397.00	19,969,100	
プロクレアホールディングス	17,200	1,798.00	30,925,600	
ＦＰパートナー	6,600	2,354.00	15,536,400	
あいちフィナンシャルグループ	28,100	2,783.00	78,202,300	
ジャムコ	9,300	1,792.00	16,665,600	
小野建	17,800	1,535.00	27,323,000	
ノジマ	53,000	2,468.00	130,804,000	
佐鳥電機	11,300	1,683.00	19,017,900	
カッパ・クリエイト	25,500	1,528.00	38,964,000	
伯東	9,300	4,490.00	41,757,000	
コンドーテック	12,400	1,384.00	17,161,600	
ナガイレーベン	20,400	1,993.00	40,657,200	
三菱食品	14,900	5,010.00	74,649,000	
良品計画	193,100	3,507.00	677,201,700	
松田産業	12,300	3,315.00	40,774,500	
第一興商	62,800	1,671.00	104,938,800	
メディパルホールディングス	175,900	2,282.50	401,491,750	
アドヴァングループ	13,900	921.00	12,801,900	
ＳＰＫ	6,600	2,091.00	13,800,600	
萩原電気ホールディングス	7,000	3,385.00	23,695,000	
アルビス	5,400	2,726.00	14,720,400	
アズワン	50,300	2,401.00	120,770,300	
スズデン	6,900	1,980.00	13,662,000	
シモジマ	10,800	1,340.00	14,472,000	
ドウシシャ	14,900	2,122.00	31,617,800	
高速	9,700	2,162.00	20,971,400	
Ｇ－７ホールディングス	17,700	1,352.00	23,930,400	
たけびし	6,900	1,848.00	12,751,200	
イオン北海道	40,100	858.00	34,405,800	
コジマ	31,300	1,051.00	32,896,300	
コーナン商事	17,800	3,690.00	65,682,000	
エコス	6,100	1,987.00	12,120,700	
ワタミ	19,500	1,041.00	20,299,500	
リックス	3,700	3,080.00	11,396,000	
システムソフト	53,200	89.00	4,734,800	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	327,800	3,870.00	1,268,586,000	
丸文	14,500	1,034.00	14,993,000	
西松屋チェーン	35,900	2,048.00	73,523,200	
ゼンショーホールディングス	92,100	7,924.00	729,800,400	
ハピネット	12,400	4,655.00	57,722,000	
幸楽苑	12,000	1,098.00	13,176,000	
橋本総業ホールディングス	6,400	1,281.00	8,198,400	

日本ライフライン	43,500	1,522.00	66,207,000	
サイゼリヤ	24,100	4,455.00	107,365,500	
タカショー	13,200	407.00	5,372,400	
ＶＴホールディングス	63,100	509.00	32,117,900	
アルゴグラフィックス	14,200	4,910.00	69,722,000	
魚力	5,700	2,455.00	13,993,500	
ＩＤＯＭ	55,000	1,158.00	63,690,000	
日本エム・ディ・エム	12,100	584.00	7,066,400	
フジ・コーポレーション	7,400	2,032.00	15,036,800	
ユナイテッドアローズ	17,300	2,176.00	37,644,800	
進和	9,900	2,940.00	29,106,000	
ダイトロン	7,000	3,255.00	22,785,000	
ハイデイ日高	26,200	2,855.00	74,801,000	
シークス	23,300	1,070.00	24,931,000	
コロワイド	91,600	1,749.00	160,208,400	
オーハシテクニカ	7,700	1,975.00	15,207,500	
壱番屋	64,000	979.00	62,656,000	
白銅	4,800	2,349.00	11,275,200	
スギホールディングス	87,200	2,745.00	239,364,000	
薬王堂ホールディングス	7,900	1,874.00	14,804,600	
島津製作所	220,700	3,975.00	877,282,500	
ＪＭＳ	14,100	479.00	6,753,900	
長野計器	10,000	1,934.00	19,340,000	
ブイ・テクノロジー	7,400	2,288.00	16,931,200	
スター精密	26,000	2,038.00	52,988,000	
東京計器	10,700	3,430.00	36,701,000	
愛知時計電機	7,300	2,040.00	14,892,000	
インターアクション	9,300	1,197.00	11,132,100	
東京精密	31,500	7,940.00	250,110,000	
マニー	61,300	1,369.50	83,950,350	
ニコン	241,700	1,654.50	399,892,650	
トプコン	87,100	2,841.00	247,451,100	
オリンパス	849,000	2,025.00	1,719,225,000	
理研計器	21,800	2,722.00	59,339,600	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	64,000	10,520.00	673,280,000	
キヤノン電子	14,500	2,453.00	35,568,500	
タムロン	21,100	3,530.00	74,483,000	
ＨＯＹＡ	299,500	17,395.00	5,209,802,500	
ノーリツ鋼機	14,500	4,515.00	65,467,500	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	19,100	1,889.00	36,079,900	
朝日インテック	187,000	2,439.50	456,186,500	
キヤノン	764,900	4,799.00	3,670,755,100	
リコー	392,000	1,647.00	645,624,000	
シチズン時計	141,000	966.00	136,206,000	
メニコン	57,300	1,257.00	72,026,100	
パラマウントベッドホールディングス	33,100	2,638.00	87,317,800	
トランザクション	10,100	2,247.00	22,694,700	
ニホンフラッシュ	13,100	815.00	10,676,500	
前田工繊	27,300	1,808.00	49,358,400	
アートネイチャー	15,900	775.00	12,322,500	

フルヤ金属	13,100	2,734.00	35,815,400	
バンダイナムコホールディングス	416,300	4,955.00	2,062,766,500	
ＳＨＯＥＩ	43,200	1,826.00	78,883,200	
フランスベッドホールディングス	22,200	1,301.00	28,882,200	
マーベラス	28,400	508.00	14,427,200	
パイロットコーポレーション	23,500	4,188.00	98,418,000	
萩原工業	10,200	1,521.00	15,514,200	
エイベックス	28,900	1,295.00	37,425,500	
フジシールインターナショナル	34,500	2,701.00	93,184,500	
タカラトミー	64,300	3,436.00	220,934,800	
広済堂ホールディングス	57,900	525.00	30,397,500	
レック	19,600	1,307.00	25,617,200	
三光合成	19,300	653.00	12,602,900	
プロネクサス	16,000	1,319.00	21,104,000	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	200,900	4,410.00	885,969,000	
大日本印刷	317,900	2,181.50	693,498,850	
共同印刷	4,500	4,445.00	20,002,500	
ＮＩＳＳＨＡ	26,200	1,479.00	38,749,800	
ＺＡＣＲＯＳ	12,100	4,280.00	51,788,000	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	8,300	3,235.00	26,850,500	
前澤化成工業	10,800	1,830.00	19,764,000	
未来工業	5,600	3,710.00	20,776,000	
アシックス	566,200	3,007.00	1,702,563,400	
ツツミ	3,600	2,346.00	8,445,600	
ＪＳＰ	12,600	2,112.00	26,611,200	
ニチハ	19,200	3,080.00	59,136,000	
ローランド	11,200	3,930.00	44,016,000	
エフピコ	33,900	2,915.00	98,818,500	
小松ウオール工業	11,200	1,488.00	16,665,600	
ヤマハ	274,100	1,165.00	319,326,500	
河合楽器製作所	4,800	3,225.00	15,480,000	
クリナップ	14,900	679.00	10,117,100	
ピジョン	97,600	1,685.50	164,504,800	
天馬	12,700	2,682.00	34,061,400	
キングジム	13,700	847.00	11,603,900	
象印マホービン	45,700	1,561.00	71,337,700	
リンテック	29,100	2,839.00	82,614,900	
信越ポリマー	33,300	1,561.00	51,981,300	
イトーキ	30,700	1,600.00	49,120,000	
任天堂	968,200	10,005.00	9,686,841,000	
三菱鉛筆	21,200	2,598.00	55,077,600	
松風	15,500	1,978.00	30,659,000	
タカラスタンダード	35,200	1,756.00	61,811,200	
コクヨ	73,000	2,764.50	201,808,500	
ナカバヤシ	16,600	543.00	9,013,800	
ニフコ	57,600	3,687.00	212,371,200	
立川ブラインド工業	7,100	1,479.00	10,500,900	
グローブライド	15,100	2,007.00	30,305,700	
オカムラ	46,100	2,015.00	92,891,500	
バルカー	11,700	3,290.00	38,493,000	

伊藤忠商事	1,090,500	6,813.00	7,429,576,500	
丸紅	1,333,100	2,405.00	3,206,105,500	
スクロール	24,200	1,018.00	24,635,600	
ヨンドシーホールディングス	15,400	1,802.00	27,750,800	
三陽商会	7,900	2,773.00	21,906,700	
長瀬産業	72,400	2,761.00	199,896,400	
蝶理	8,700	3,130.00	27,231,000	
豊田通商	487,400	2,586.50	1,260,660,100	
オンワードホールディングス	99,700	529.00	52,741,300	
三共生興	21,100	651.00	13,736,100	
兼松	67,800	2,591.00	175,669,800	
美津濃	15,200	7,680.00	116,736,000	
ルックホールディングス	4,900	2,299.00	11,265,100	
三井物産	2,383,400	2,781.50	6,629,427,100	
日本紙パルプ商事	77,600	611.00	47,413,600	
東京エレクトロン	324,500	21,475.00	6,968,637,500	
カメイ	17,200	2,068.00	35,569,600	
スターゼン	11,100	2,841.00	31,535,100	
セイコーグループ	23,800	4,390.00	104,482,000	
山善	54,500	1,366.00	74,447,000	
椿本興業	8,900	2,230.00	19,847,000	
住友商事	972,200	3,453.00	3,357,006,600	
ＢＩＰＲＯＧＹ	52,000	4,495.00	233,740,000	
内田洋行	6,600	7,840.00	51,744,000	
三菱商事	2,998,100	2,580.50	7,736,597,050	
第一実業	15,400	2,386.00	36,744,400	
キヤノンマーケティングジャパン	31,900	5,014.00	159,946,600	
西華産業	7,700	4,615.00	35,535,500	
佐藤商事	11,300	1,546.00	17,469,800	
東京産業	16,500	727.00	11,995,500	
ユアサ商事	14,000	4,655.00	65,170,000	
神鋼商事	3,500	6,100.00	21,350,000	
阪和興業	26,600	5,010.00	133,266,000	
正栄食品工業	10,700	4,035.00	43,174,500	
カナデン	12,200	1,529.00	18,653,800	
ＲＹＯＤＥＮ	13,200	2,517.00	33,224,400	
ニプロ	127,800	1,323.00	169,079,400	
岩谷産業	161,200	1,532.00	246,958,400	
極東貿易	9,700	1,702.00	16,509,400	
アステナホールディングス	30,600	442.00	13,525,200	
三愛オブリ	37,700	1,777.00	66,992,900	
稲畑産業	43,800	3,155.00	138,189,000	
ＧＳＩクレオス	8,700	2,074.00	18,043,800	
明和産業	24,000	730.00	17,520,000	
ゴールドウイン	27,200	7,140.00	194,208,000	
ユニ・チャーム	960,800	1,221.00	1,173,136,800	
ワキタ	24,000	1,719.00	41,256,000	
東邦ホールディングス	43,700	4,148.00	181,267,600	
サンゲツ	40,800	2,975.00	121,380,000	
ミツウロコグループホールディングス	20,600	1,960.00	40,376,000	

シナネンホールディングス	4,600	6,590.00	30,314,000	
伊藤忠エネクス	40,300	1,596.00	64,318,800	
サンリオ	131,700	5,948.00	783,351,600	
サンワ　テクノス	7,300	2,151.00	15,702,300	
新光商事	21,900	922.00	20,191,800	
トーホー	6,900	2,730.00	18,837,000	
三信電気	6,600	2,101.00	13,866,600	
東陽テクニカ	14,900	1,442.00	21,485,800	
モスフードサービス	23,900	3,550.00	84,845,000	
加賀電子	33,100	2,747.00	90,925,700	
都築電気	9,300	2,341.00	21,771,300	
ソーダニッカ	15,900	1,134.00	18,030,600	
立花エレテック	9,700	2,500.00	24,250,000	
木曽路	24,500	2,182.00	53,459,000	
ＳＲＳホールディングス	26,700	1,241.00	33,134,700	
千趣会	32,800	258.00	8,462,400	
リテールパートナーズ	24,100	1,331.00	32,077,100	
上新電機	16,100	2,227.00	35,854,700	
日本瓦斯	77,600	2,282.00	177,083,200	
ロイヤルホールディングス	28,500	2,536.00	72,276,000	
チヨダ	15,600	1,085.00	16,926,000	
ライフコーポレーション	34,000	1,837.00	62,458,000	
リンガーハット	20,800	2,275.00	47,320,000	
ＭｒＭａｘＨＤ	20,300	675.00	13,702,500	
ＡＯＫＩホールディングス	34,700	1,265.00	43,895,500	
オークワ	25,900	805.00	20,849,500	
コメリ	21,900	2,920.00	63,948,000	
青山商事	34,600	2,134.00	73,836,400	
しまむら	37,900	8,414.00	318,890,600	
高島屋	225,400	1,201.50	270,818,100	
松屋	27,500	1,024.00	28,160,000	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	78,900	2,197.50	173,382,750	
近鉄百貨店	9,300	2,213.00	20,580,900	
丸井グループ	107,800	2,641.50	284,753,700	
クレディセゾン	95,600	3,465.00	331,254,000	
アクシアル　リテイリング	44,200	981.00	43,360,200	
イオン	600,000	3,899.00	2,339,400,000	
イズミ	24,600	3,108.00	76,456,800	
フォーバル	6,400	1,453.00	9,299,200	
平和堂	27,100	2,455.00	66,530,500	
フジ	29,800	2,186.00	65,142,800	
ヤオコー	19,200	9,100.00	174,720,000	
ゼビオホールディングス	22,200	1,228.00	27,261,600	
ケーズホールディングス	109,000	1,426.50	155,488,500	
ＰＡＬＴＡＣ	25,200	4,069.00	102,538,800	
三谷産業	28,300	350.00	9,905,000	
あおぞら銀行	104,100	2,109.00	219,546,900	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	9,686,200	1,920.00	18,597,504,000	
りそなホールディングス	1,851,900	1,229.50	2,276,911,050	
三井住友トラストグループ	537,600	3,738.00	2,009,548,800	

三井住友フィナンシャルグループ	3,150,300	3,710.00	11,687,613,000	
千葉銀行	467,600	1,390.00	649,964,000	
群馬銀行	262,300	1,164.00	305,317,200	
武蔵野銀行	23,100	3,060.00	70,686,000	
千葉興業銀行	35,700	1,445.00	51,586,500	
筑波銀行	66,300	242.00	16,044,600	
七十七銀行	48,400	4,420.00	213,928,000	
秋田銀行	10,100	2,429.00	24,532,900	
山形銀行	16,800	1,359.00	22,831,200	
岩手銀行	9,600	3,010.00	28,896,000	
東邦銀行	130,100	327.00	42,542,700	
ふくおかフィナンシャルグループ	131,400	3,913.00	514,168,200	
スルガ銀行	101,700	1,287.00	130,887,900	
八十二銀行	339,700	962.00	326,791,400	
山梨中央銀行	16,900	2,020.00	34,138,000	
大垣共立銀行	28,700	2,229.00	63,972,300	
福井銀行	13,600	1,840.00	25,024,000	
清水銀行	6,000	1,450.00	8,700,000	
滋賀銀行	23,000	4,695.00	107,985,000	
南都銀行	22,900	3,530.00	80,837,000	
百五銀行	142,200	711.00	101,104,200	
紀陽銀行	53,900	2,201.00	118,633,900	
ほくほくフィナンシャルグループ	84,900	2,259.50	191,831,550	
山陰合同銀行	94,600	1,282.00	121,277,200	
百十四銀行	14,700	3,305.00	48,583,500	
四国銀行	22,400	1,186.00	26,566,400	
阿波銀行	21,100	2,997.00	63,236,700	
大分銀行	9,200	3,265.00	30,038,000	
宮崎銀行	9,900	3,280.00	32,472,000	
佐賀銀行	8,800	2,167.00	19,069,600	
琉球銀行	34,600	1,148.00	39,720,800	
セブン銀行	540,900	299.10	161,783,190	
みずほフィナンシャルグループ	2,038,200	4,114.00	8,385,154,800	
山口フィナンシャルグループ	148,100	1,652.00	244,661,200	
芙蓉総合リース	14,000	11,625.00	162,750,000	
みずほリース	113,400	1,032.00	117,028,800	
東京センチュリー	112,800	1,512.50	170,610,000	
ＳＢＩホールディングス	243,000	4,210.00	1,023,030,000	
日本証券金融	55,300	1,761.00	97,383,300	
アイフル	250,100	343.00	85,784,300	
名古屋銀行	9,500	7,340.00	69,730,000	
北洋銀行	205,900	506.00	104,185,400	
愛媛銀行	22,300	1,105.00	24,641,500	
京葉銀行	67,800	850.00	57,630,000	
栃木銀行	69,100	279.00	19,278,900	
北日本銀行	5,400	3,355.00	18,117,000	
東和銀行	27,700	654.00	18,115,800	
リコーリース	14,400	5,310.00	76,464,000	
イオンフィナンシャルサービス	86,700	1,276.00	110,629,200	
アコム	359,300	379.90	136,498,070	

ジャックス	18,000	4,010.00	72,180,000	
オリエントコーポレーション	49,400	814.00	40,211,600	
オリックス	866,800	3,122.00	2,706,149,600	
三菱ＨＣキャピタル	757,000	1,016.00	769,112,000	
ジャフコ　グループ	44,800	2,147.50	96,208,000	
トモニホールディングス	144,300	493.00	71,139,900	
大和証券グループ本社	1,079,900	1,027.00	1,109,057,300	
野村ホールディングス	2,539,500	958.50	2,434,110,750	
岡三証券グループ	119,400	655.00	78,207,000	
丸三証券	50,300	970.00	48,791,000	
東洋証券	45,000	578.00	26,010,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	179,300	505.00	90,546,500	
水戸証券	41,500	549.00	22,783,500	
いちよし証券	30,600	770.00	23,562,000	
松井証券	104,000	791.00	82,264,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	738,400	4,573.00	3,376,703,200	
日本取引所グループ	898,300	1,604.00	1,440,873,200	
マネックスグループ	147,900	738.00	109,150,200	
極東証券	18,800	1,650.00	31,020,000	
岩井コスモホールディングス	17,200	2,436.00	41,899,200	
アイザワ証券グループ	21,900	1,684.00	36,879,600	
フィデアホールディングス	15,700	1,529.00	24,005,300	
池田泉州ホールディングス	209,400	408.00	85,435,200	
アニコム　ホールディングス	51,300	511.00	26,214,300	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	1,106,900	3,181.00	3,521,048,900	
スパークス・グループ	16,800	1,633.00	27,434,400	
第一生命ホールディングス	710,400	4,382.00	3,112,972,800	
東京海上ホールディングス	1,474,300	5,311.00	7,830,007,300	
イー・ギャランティ	24,600	1,790.00	44,034,000	
ＮＥＣキャピタルソリューション	7,400	3,935.00	29,119,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	405,500	3,036.00	1,231,098,000	
アドバンスクリエイト	11,700	299.00	3,498,300	
三井不動産	2,073,600	1,296.50	2,688,422,400	
三菱地所	860,600	2,204.00	1,896,762,400	
平和不動産	24,500	4,785.00	117,232,500	
東京建物	131,800	2,464.00	324,755,200	
京阪神ビルディング	25,300	1,431.00	36,204,300	
住友不動産	245,900	5,260.00	1,293,434,000	
テーオーシー	26,800	663.00	17,768,400	
レオパレス２１	132,100	562.00	74,240,200	
スターツコーポレーション	24,700	4,040.00	99,788,000	
フジ住宅	19,000	720.00	13,680,000	
空港施設	21,200	617.00	13,080,400	
明和地所	12,100	1,045.00	12,644,500	
ゴールドクレスト	10,300	3,150.00	32,445,000	
リログループ	87,800	1,967.00	172,702,600	
エスリード	7,100	4,405.00	31,275,500	
日神グループホールディングス	24,200	541.00	13,092,200	

日本エスコン	39,700	1,038.00	41,208,600	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	88,400	511.00	45,172,400	
イオンモール	91,400	2,343.00	214,150,200	
ランド	947,500	7.00	6,632,500	
カチタス	40,700	1,976.00	80,423,200	
東祥	13,300	655.00	8,711,500	
トーセイ	25,100	2,359.00	59,210,900	
サンフロンティア不動産	25,100	1,925.00	48,317,500	
ＦＪネクストホールディングス	16,000	1,211.00	19,376,000	
グランディハウス	14,200	590.00	8,378,000	
東武鉄道	161,600	2,653.50	428,805,600	
相鉄ホールディングス	50,600	2,173.50	109,979,100	
東急	430,100	1,744.00	750,094,400	
京浜急行電鉄	189,700	1,556.00	295,173,200	
小田急電鉄	253,500	1,524.50	386,460,750	
京王電鉄	81,100	3,912.00	317,263,200	
京成電鉄	266,800	1,498.00	399,666,400	
富士急行	18,900	2,294.00	43,356,600	
東日本旅客鉄道	845,500	2,998.50	2,535,231,750	
西日本旅客鉄道	378,100	3,044.00	1,150,936,400	
東海旅客鉄道	590,700	3,066.00	1,811,086,200	
東京地下鉄	256,200	1,728.00	442,713,600	
西武ホールディングス	166,900	3,436.00	573,468,400	
鴻池運輸	26,100	2,789.00	72,792,900	
西日本鉄道	44,200	2,270.00	100,334,000	
ハマキョウレックス	52,400	1,296.00	67,910,400	
サカイ引越センター	19,400	2,466.00	47,840,400	
近鉄グループホールディングス	163,900	3,421.00	560,701,900	
阪急阪神ホールディングス	203,100	3,993.00	810,978,300	
南海電気鉄道	68,200	2,581.50	176,058,300	
京阪ホールディングス	84,400	3,374.00	284,765,600	
神戸電鉄	4,100	2,543.00	10,426,300	
名古屋鉄道	169,300	1,804.00	305,417,200	
山陽電気鉄道	11,500	2,033.00	23,379,500	
ヤマトホールディングス	186,100	1,950.00	362,895,000	
山九	36,900	5,909.00	218,042,100	
日新	10,400	4,510.00	46,904,000	
丸全昭和運輸	9,500	6,430.00	61,085,000	
センコーグループホールディングス	100,800	1,474.00	148,579,200	
トナミホールディングス	3,400	10,230.00	34,782,000	
ニッコンホールディングス	87,100	2,380.00	207,298,000	
福山通運	16,400	3,710.00	60,844,000	
セイノーホールディングス	75,400	2,254.00	169,951,600	
神奈川中央交通	4,500	4,030.00	18,135,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	47,600	1,236.00	58,833,600	
日本郵船	317,200	5,270.00	1,671,644,000	
商船三井	291,100	5,563.00	1,619,389,300	
川崎汽船	348,300	2,194.00	764,170,200	
ＮＳユナイテッド海運	9,700	4,130.00	40,061,000	
飯野海運	56,300	1,039.00	58,495,700	

九州旅客鉄道	117,400	3,645.00	427,923,000	
ＳＧホールディングス	257,000	1,660.00	426,620,000	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	164,100	2,745.50	450,536,550	
日本航空	351,000	2,639.00	926,289,000	
ＡＮＡホールディングス	416,500	2,910.50	1,212,223,250	
ビーウィズ	3,200	1,490.00	4,768,000	
サンウェルズ	6,100	610.00	3,721,000	
ＴＲＥホールディングス	36,200	1,681.00	60,852,200	
人・夢・技術グループ	6,500	1,676.00	10,894,000	
シルバーライフ	4,600	780.00	3,588,000	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	14,300	2,929.00	41,884,700	
コーア商事ホールディングス	11,800	704.00	8,307,200	
ＫＰＰグループホールディングス	33,700	665.00	22,410,500	
ブックオフグループホールディングス	11,700	1,401.00	16,391,700	
ギフトホールディングス	7,900	3,635.00	28,716,500	
三菱倉庫	155,800	1,003.50	156,345,300	
三井倉庫ホールディングス	15,800	7,820.00	123,556,000	
住友倉庫	45,400	2,816.00	127,846,400	
澁澤倉庫	7,000	3,305.00	23,135,000	
ヤマタネ	6,500	3,830.00	24,895,000	
乾汽船	19,400	1,460.00	28,324,000	
日本トランスシティ	30,900	890.00	27,501,000	
中央倉庫	9,100	1,450.00	13,195,000	
安田倉庫	10,400	1,768.00	18,387,200	
ＮＩＳＳＯホールディングス	13,700	822.00	11,261,400	
大栄環境	34,300	2,866.00	98,303,800	
ＧＥＮＯＶＡ	5,400	1,040.00	5,616,000	
日本管財ホールディングス	16,500	2,671.00	44,071,500	
上組	70,700	3,452.00	244,056,400	
キユーソー流通システム	10,200	1,936.00	19,747,200	
エーアイテイー	9,600	1,620.00	15,552,000	
内外トランスライン	6,200	3,005.00	18,631,000	
日本コンセプト	5,600	1,807.00	10,119,200	
ＴＢＳホールディングス	75,900	4,217.00	320,070,300	
日本テレビホールディングス	136,200	2,877.50	391,915,500	
朝日放送グループホールディングス	14,400	680.00	9,792,000	
テレビ朝日ホールディングス	37,200	2,549.00	94,822,800	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	119,500	1,110.00	132,645,000	
テレビ東京ホールディングス	9,500	3,620.00	34,390,000	
ビジョン	23,200	1,170.00	27,144,000	
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	51,600	1,670.00	86,172,000	
日本通信	123,600	152.00	18,787,200	
日本電信電話	45,743,300	147.40	6,742,562,420	
ＫＤＤＩ	1,131,000	4,815.00	5,445,765,000	
ソフトバンク	24,605,200	212.90	5,238,447,080	
光通信	17,700	37,810.00	669,237,000	
エムティーアイ	10,500	889.00	9,334,500	
ＧＭＯインターネットグループ	50,100	2,950.00	147,795,000	
ファイバーゲート	8,100	910.00	7,371,000	

ＫＡＤＯＫＡＷＡ	78,700	3,375.00	265,612,500	
学研ホールディングス	28,100	1,000.00	28,100,000	
ゼンリン	26,200	1,010.00	26,462,000	
東京電力ホールディングス	1,290,000	420.40	542,316,000	
中部電力	565,100	1,640.50	927,046,550	
関西電力	747,900	1,804.00	1,349,211,600	
中国電力	266,300	897.20	238,924,360	
北陸電力	156,700	884.20	138,554,140	
東北電力	403,600	1,075.00	433,870,000	
四国電力	142,900	1,207.00	172,480,300	
九州電力	353,400	1,353.00	478,150,200	
北海道電力	160,500	769.00	123,424,500	
沖縄電力	39,400	958.00	37,745,200	
電源開発	115,300	2,551.00	294,130,300	
エフオン	11,300	351.00	3,966,300	
イーレックス	29,800	780.00	23,244,000	
レノバ	41,900	726.00	30,419,400	
東京瓦斯	289,900	4,490.00	1,301,651,000	
大阪瓦斯	301,200	3,296.00	992,755,200	
東邦瓦斯	60,400	4,022.00	242,928,800	
北海道瓦斯	45,700	515.00	23,535,500	
広島ガス	32,600	357.00	11,638,200	
西部ガスホールディングス	16,000	1,698.00	27,168,000	
静岡ガス	34,900	1,078.00	37,622,200	
メタウォーター	20,800	1,925.00	40,040,000	
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	17,000	1,223.00	20,791,000	
アイネット	9,400	2,060.00	19,364,000	
松竹	8,800	12,230.00	107,624,000	
東宝	96,200	6,830.00	657,046,000	
エイチ・アイ・エス	50,400	1,459.00	73,533,600	
東映	25,300	5,060.00	128,018,000	
ラックランド	6,600	1,757.00	11,596,200	
ＮＴＴデータグループ	402,100	2,767.00	1,112,610,700	
共立メンテナンス	49,600	3,034.00	150,486,400	
イチネンホールディングス	15,400	1,716.00	26,426,400	
建設技術研究所	16,200	2,329.00	37,729,800	
スペース	11,400	1,084.00	12,357,600	
アインホールディングス	16,300	4,620.00	75,306,000	
燦ホールディングス	13,300	1,215.00	16,159,500	
ピー・シー・エー	10,100	1,872.00	18,907,200	
スバル興業	6,100	3,400.00	20,740,000	
タナベコンサルティンググループ	6,800	1,379.00	9,377,200	
ビジネスブレイン太田昭和	6,600	2,545.00	16,797,000	
ナガワ	4,200	6,900.00	28,980,000	
東京都競馬	11,500	4,375.00	50,312,500	
カナモト	24,400	3,220.00	78,568,000	
ＤＴＳ	27,000	4,160.00	112,320,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	77,300	6,946.00	536,925,800	
シーイーシー	19,400	1,911.00	37,073,400	

カプコン	305,700	3,436.00	1,050,385,200	
ニシオホールディングス	13,200	4,195.00	55,374,000	
アイ・エス・ビー	7,200	1,332.00	9,590,400	
日本空港ビルデング	53,400	4,430.00	236,562,000	
トランス・コスモス	20,000	3,240.00	64,800,000	
乃村工藝社	68,700	862.00	59,219,400	
ＳＣＳＫ	125,700	3,693.00	464,210,100	
藤田観光	7,000	9,680.00	67,760,000	
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	9,400	1,166.00	10,960,400	
トーカイ	14,000	2,071.00	28,994,000	
セコム	321,100	5,256.00	1,687,701,600	
ＮＳＷ	6,800	2,816.00	19,148,800	
セントラル警備保障	8,500	2,914.00	24,769,000	
アイネス	12,000	1,882.00	22,584,000	
丹青社	33,500	918.00	30,753,000	
メイテックグループホールディングス	58,200	2,970.00	172,854,000	
ＴＫＣ	27,400	3,885.00	106,449,000	
富士ソフト	42,600	9,788.00	416,968,800	
応用地質	14,600	2,899.00	42,325,400	
船井総研ホールディングス	31,600	2,366.00	74,765,600	
ＮＳＤ	59,200	3,389.00	200,628,800	
コナミグループ	57,700	16,735.00	965,609,500	
学究社	6,300	2,070.00	13,041,000	
イオンディライト	16,900	5,380.00	90,922,000	
ナック	16,100	624.00	10,046,400	
福井コンピュータホールディングス	10,700	3,355.00	35,898,500	
ダイセキ	37,900	3,880.00	147,052,000	
ステップ	5,800	2,299.00	13,334,200	
泉州電業	10,600	4,350.00	46,110,000	
ＧＥＮＫＩ ＧＬＯＢＡＬ ＤＩＮＩＮＧ ＣＯＮＣＥＰＴＳ	9,200	3,400.00	31,280,000	
トラスコ中山	34,100	2,023.00	68,984,300	
ヤマダホールディングス	498,700	432.20	215,538,140	
オートバックスセブン	56,500	1,489.00	84,128,500	
モリト	12,800	1,514.00	19,379,200	
アークランズ	48,300	1,687.00	81,482,100	
ニトリホールディングス	59,100	16,070.00	949,737,000	
グルメ杵屋	13,300	1,094.00	14,550,200	
ケーユーホールディングス	9,500	1,132.00	10,754,000	
吉野家ホールディングス	63,400	3,053.00	193,560,200	
加藤産業	20,000	4,755.00	95,100,000	
イノテック	11,000	1,377.00	15,147,000	
イエローハット	28,500	2,797.00	79,714,500	
松屋フーズホールディングス	7,600	5,880.00	44,688,000	
ＪＢＣＣホールディングス	10,200	4,460.00	45,492,000	
ＪＫホールディングス	12,400	1,046.00	12,970,400	
サガミホールディングス	26,000	1,772.00	46,072,000	
日伝	9,300	3,125.00	29,062,500	
ミロク情報サービス	14,000	1,814.00	25,396,000	
杉本商事	14,400	1,336.00	19,238,400	

因幡電機産業	45,200	3,986.00	180,167,200	
王将フードサービス	32,100	3,235.00	103,843,500	
ミニストップ	13,600	1,802.00	24,507,200	
アークス	27,300	2,942.00	80,316,600	
バローホールディングス	31,000	2,348.00	72,788,000	
東テク	16,300	2,556.00	41,662,800	
ミスミグループ本社	245,000	2,522.50	618,012,500	
ベルク	8,000	6,860.00	54,880,000	
大　庄	9,800	1,079.00	10,574,200	
ファーストリテイリング	91,200	45,660.00	4,164,192,000	
ソフトバンクグループ	758,600	8,067.00	6,119,626,200	
スズケン	53,400	4,946.00	264,116,400	
サンドラッグ	54,600	4,156.00	226,917,600	
サックスバー　ホールディングス	15,500	915.00	14,182,500	
ジェコス	9,700	1,059.00	10,272,300	
ベルーナ	39,200	939.00	36,808,800	
合計	289,708,400		590,008,005,480	

（２）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	6,197,611,183円
Ⅱ　負債総額	5,909,651円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,191,701,532円
Ⅳ　発行済数量	6,227,411,759口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9943円

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	597,906,666,841円
Ⅱ　負債総額	1,370,746,813円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	596,535,920,028円
Ⅳ　発行済数量	124,254,150,618口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.8009円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年3月31日現在）

資本金の額　　20億円

発行する株式総数※　　100,000株

（普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）

発行済株式総数　　40,000株

（普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年4月1日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年3月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,485,279,038,668
追加型株式投資信託	762	16,677,329,011,040
単位型公社債投資信託	22	30,146,192,297
単位型株式投資信託	189	995,677,070,890
合計	999	19,188,431,312,895

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２３日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長　谷　川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　葉　　宏　和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第３９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第38期 （2023年3月31日現在）		第39期 （2024年3月31日現在）
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		33,770		41,183
金銭の信託		29,184		28,143
未収委託者報酬		16,279		19,018
未収運用受託報酬		3,307		3,577
未収投資助言報酬		283		315
未収収益		15		6
前払費用		1,129		1,510
その他		2,377		2,088
流動資産計		86,346		95,843
固定資産				
有形固定資産		1,127		1,093
建物	※1	1,001	※1	918
器具備品	※1	118	※1	130
リース資産	※1	7	※1	5
建設仮勘定		－		39
無形固定資産		5,021		4,495
ソフトウエア		3,367		2,951
ソフトウエア仮勘定		1,651		1,543
電話加入権		2		0
投資その他の資産		9,768		8,935
投資有価証券		182		184
関係会社株式		5,810		4,447
長期差入保証金		775		768
繰延税金資産		2,895		3,406
その他		104		128
固定資産計		15,918		14,524
資産合計		102,265		110,368

（単位：百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	－	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第38期 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

（単位：百万円）

	第38期 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1　2,400		※1　899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		―	
特別利益計		4		―
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		―	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	―		※2　231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　8～18年 器具備品　…　2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年１回又は２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回又は４回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1．有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

（損益計算書関係）

※1．各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
受取配当金	2,393	895

※2．減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月16日定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	－
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	－
資産計	29,186	29,186	－

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	－
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	－
資産計	28,145	28,145	－

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	33,770	－	－	－
(2) 金銭の信託	29,184	－	－	－
(3) 未収委託者報酬	16,279	－	－	－
(4) 未収運用受託報酬	3,307	－	－	－
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	－	1	－	－
合計	82,540	1	－	－

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	41,183	－	－	－
(2) 金銭の信託	28,143	－	－	－
(3) 未収委託者報酬	19,018	－	－	－
(4) 未収運用受託報酬	3,577	－	－	－
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	－	1	－	－
合計	91,923	1	－	－

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	－	29,184	－	29,184
(2) 投資有価証券				
その他有価証券	－	1	－	1
資産計	－	29,186	－	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	－	28,143	－	28,143
(2) 投資有価証券				
その他有価証券	－	1	－	1
資産計	－	28,145	－	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2．金融商品の時価等に関する事項及び3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3．事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産	（百万円）	（百万円）
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	－	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	－	－
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1．結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2．企業結合日

2016年10月1日

3．企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4．結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5．企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6．合併比率

「3．企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7．交付した株式数

「3．企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8．経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9．取得企業を決定するに至った主な根拠

「3．企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10．会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3．企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11．被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224百万円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b.負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12．被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	7,474	未払手数料	1,579
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	13,932	未払手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２２日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重	俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　葉	宏　和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第４０期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第40期中間会計期間末 （2024年9月30日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		30,451
有価証券		0
金銭の信託		31,850
未収委託者報酬		19,361
未収運用受託報酬		3,548
未収投資助言報酬		315
未収収益		9
前払費用		1,538
その他		2,282
流動資産計		89,360
固定資産		
有形固定資産		1,040
建物	※1	888
器具備品	※1	146
リース資産	※1	4
建設仮勘定		0
無形固定資産		4,122
ソフトウエア		3,011
ソフトウエア仮勘定		1,111
電話加入権		0
投資その他の資産		8,024
投資有価証券		183
関係会社株式		3,840
長期差入保証金		764
繰延税金資産		3,085
その他		150
固定資産計		13,188
資産合計		102,548

（単位：百万円）

	第40期中間会計期間末 （2024年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2　1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

（単位：百万円）

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬	55,266	
運用受託報酬	8,186	
投資助言報酬	1,200	
その他営業収益	13	
営業収益計		64,667
営業費用		
支払手数料	24,284	
広告宣伝費	157	
公告費	0	
調査費	18,581	
調査費	6,728	
委託調査費	11,853	
委託計算費	278	
営業雑経費	355	
通信費	19	
印刷費	234	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	39	
営業費用計		43,658
一般管理費		
給料	5,154	
役員報酬	89	
給料・手当	5,002	
賞与	63	
交際費	27	
寄付金	5	
旅費交通費	105	
租税公課	298	
不動産賃借料	583	
退職給付費用	210	
固定資産減価償却費	※1 790	
福利厚生費	29	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	916	
役員賞与引当金繰入額	28	
機器リース料	0	
事務委託費	1,607	
事務用消耗品費	19	
器具備品費	0	
諸経費	154	
一般管理費計		9,933
営業利益		11,075

（単位：百万円）

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
営業外収益計		494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
営業外費用計		6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
特別損失計		35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

（3）中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
						その他利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

	場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第40期中間会計期間末 （2024年9月30日現在）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物　…　685百万円 器具備品　…　609百万円 リース資産　…　4百万円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
※1. 減価償却実施額	有形固定資産　…　76百万円 無形固定資産　…　713百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金（財産）の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日みなし株主総会	普通株式 A種種類株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
2024年6月17日定時株主総会	普通株式 A種種類株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）有価証券	0	0	－
（2）金銭の信託	31,850	31,850	－
（3）投資有価証券			
その他有価証券	0	0	－
資産計	31,852	31,852	－

（注）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	－	0	－	0
金銭の信託	－	31,850	－	31,850
投資有価証券				
その他有価証券	－	0	－	0
資産計	－	31,852	－	31,852

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 （百万円）
投資有価証券（その他有価証券）	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

（有価証券関係）

第40期中間会計期間末
（2024年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額3,840百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区　分	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	－	－	－
小計	－	－	－
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1.結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2.企業結合日

2016年10月1日

3.企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4.結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7.交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8.経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9.取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 （うち普通株式） （うちA種種類株式）	40,000株 (24,490株) (15,510株)

（注）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4％から49.9％に引き上がりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約　　款

追加型証券投資信託　ＭＨＡＭスリーウェイオープン
運用の基本方針

約款第20条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

(1)運用目標
この投資信託は、わが国の株式、債券および短期金融資産の組入比率の変更を原則としてタクティカル・アセット・アロケーション・モデルの指示により機動的に行い、信託財産の安定的な成長を目標として運用を行います。

(2)運用方法
①投資対象
わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式･公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
なお、国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を組入れることもあります。
②投資態度
景気指標、市場内部指標、価値指標等のファクターを取り入れたＴＡＡモデルにより、株式・債券・短期金融資産の割高・割安を的確に把握することを目指し、適切なアセット・アロケーションを行い、安定した収益を追求します。
株式は組入比率の上限を30％とし、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）プラスアルファを目標とするポートフォリオを組成します。
公社債は債券市中平均利回りにスライドした成果を目指します。
ＴＡＡモデルの指示により、有価証券の組入比率を変動させる場合、有価証券先物取引なども利用します。
なお、市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用制限
①株式（新株引受権証券等を含む。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30％以下とします。
②新株引受権証券等への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。
③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
④同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑤同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑥有価証券先物取引等は約款第24条の範囲で行います。
⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4)収益分配方針
分配対象額は、配当等収益のほかに売買益等も含め、運用実績に応じて毎期行います。

追加型証券投資信託
ＭＨＡＭスリーウェイオープン　約款

＜信託の種類、委託者および受託者＞
第1条　この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

＜信託事務の委託＞
第1条の2　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

＜信託の目的および当初の信託金＞
第2条　委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金50億円～500億円を信託し、受託者はこれを引受けます。

＜追加信託金限度額＞
第3条　委託者は、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。
②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

＜信託期間＞
第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第７項、第46条の１、第46条の２第１項、第46条の３第１項および第54条第２項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

＜追加信託金および基準価額＞
第5条の1　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②（削除）
③この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜受益権の取得申込みの勧誘の種類＞
第5条の2　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

＜当初の受益者＞
第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

＜受益権の分割および再分割＞

第7条　委託者は、第２条に規定する信託によって生じた受益権については、これを50万口～500万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第５条の１第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜受益権の同一性＞

第8条　この信託の受益権は、信託の日を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第9条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下、両者を総称して「指定販売会社」といいます。）ならびに保護預り会社または第41条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第9条の2　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益証券の券種＞
第10条　（削除）

＜受益権の申込単位および価額＞
第11条　指定販売会社は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、１口を最低単位として個別に申込単位を設定し、取得の申込みに応じることができるものとします。
②委託者は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、１万口以上１万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
③前２項の取得申込者は委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第41条の２の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
④第１項および第２項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
⑤前項の手数料の額は、委託者または指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
⑥第４項の規定にかかわらず、受益者が第41条の１第２項の規定に基づいて収益分配金の再投資を行う場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞
第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞
第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜無記名式受益証券の再交付＞
第14条　（削除）

＜記名式受益証券の再交付＞
第15条　（削除）

＜毀損した場合等の再交付＞
第16条　（削除）

＜受益証券の再交付の費用＞

第17条　（削除）

＜信託財産の運用指図＞

第18条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律等関係法令およびこの約款の定めるところに従い、受託者に対し信託財産の運用に関する指図を行います。

＜損益の帰属＞

第19条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜運用の基本方針＞

第20条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行うものとします。

＜運用の指図範囲＞

第21条　委託者は、信託金を、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および第８号において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）

８．外国または外国の者の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの

９．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第１号の証券または証書および第８号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第５号までの証券および第８号の証券または証書のうち第２号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②委託者は、信託金を前提に掲げる有価証券のほか、指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）および抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）ならびに次に揚げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

③第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する株式および新株引受権証券等の時価総額とマザーファンドの信託財

産に属する株式および新株引受権証券等の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は取得時において信託財産に属する新株引受権証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥第４項および第５項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

＜受託者の自己または利害関係人等との取引＞

第21条の2　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第27条において同じ。）、第27条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条第１項および第２項に定める資産への投資等を行うことができます。

②前項の取扱いは、第24条、第32条の１、第32条の２における委託者の指図による取引についても同様とします。

＜投資する株式等の範囲＞

第22条　委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、わが国の証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

＜同一銘柄の株式等への投資制限＞

第23条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める株式または新株引受権証券等の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第23条の1の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜デリバティブ取引等に係る投資制限＞

第23条の2　委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第20項に規定

するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

＜先物取引等の運用指図・目的・範囲＞

第24条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

１.先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２.先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびにこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

１.先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第21条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２.先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

＜投資する公社債の範囲＞

第25条　委託者が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

＜同一銘柄の転換社債等への投資制限＞

第26条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧

商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)(第21条第１項第８号において同様の性質を有するものを含みます。これらを総称して「転換社債等」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債等の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

＜信託業務の委託等＞

第27条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２.委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３.委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４.内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１.信託財産の保存に係る業務

２.信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３.委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４.受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜有価証券の保管＞

第28条　（削除）

＜混蔵寄託＞

第29条　金融機関または証券会社等（証券会社および外国の法令に準拠して設立された法人で証券会社に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜一括登録＞

第30条　（削除）

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第31条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

＜有価証券の売却および再投資の指図＞

第32条の1　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約及び有価証券の売却等の指図ができます。

②委託者は、前項の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第32条の2　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜受託者による資金立替＞

第33条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替をすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その都度別にこれを定めます。

＜計算期間＞

第34条　この信託の計算期間は、毎年３月11日から９月10日まで、および９月11日から翌年３月10日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は平成５年11月26日から平成６年９月10日までとし、第２期計算期間から第５期計算期間は、それぞれ９月11日から翌年９月10日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より計算期間が開始されるものとします。

＜信託財産に関する報告書の作成＞

第35条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提

出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

第36条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等＞

第37条　委託者および受託者の受ける報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

②前項の報酬額は、当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の85以内の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との配分については、別に定めるものとします。

③前項の報酬額に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁するものとします。

＜利益の処理方法＞

第38条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

１.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２.売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、分配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

イ・(削除)

ロ・(削除)

②（削除）

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜追加信託金または一部解約金の経理処理＞

第39条　（削除）

＜受託者による収益分配金の払い込みと受託者の免責＞

第40条　受託者は、第41条の１に規定する支払開始日までに、収益分配金の全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金の支払開始日および支払場所＞

第41条の1　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者と

します。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第４項に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③第１項に規定する収益分配金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したものについての支払いは、委託者の営業所において行うものとします。

④受益者が、第１項に規定する収益分配金の支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

⑤収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関＞

第41条の2　委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜受益権の買取り＞

第42条　指定販売会社は、平成６年５月25日以降において受益者の請求があるときは、１口を最低単位として指定販売会社が個別に定める単位をもってその受益権を買取ります。ただし、次の事由により平成６年５月24日以前において受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から買取りの請求があるときは、指定販売会社はこれを買取ります。

１.受益者が死亡したとき

２.受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき

３.受益者が破産宣告を受けたとき

４.受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

５.その他前各号に準ずる事由があるものとして、指定販売会社が認めるとき

②前項の場合、受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う指定販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

③受益者は、平成19年１月４日以降の第１項の請求をするときは指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年１月４日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第１項の請求で、平成19年１月４日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

④指定販売会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第１項による受益権の買取りを中止することができます。

⑤前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う指定販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

＜信託の一部解約＞

第43条　受益者（指定販売会社を含みます。）は、平成６年５月25日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に、１口を最低単位として委託者または指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による請求の受付けを中止することができます。

⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

⑦委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定口数の10分の１を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑧委託者は、前項の事項を行おうとする時は、その手続きについて第46条の１の規定を準用します。

＜受託者による一部解約金の払い込みと受託者の免責＞

第44条　受託者は、第45条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第43条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②第40条第２項の規定は前項の場合にこれを準用します。

＜一部解約金の支払開始日および支払場所＞

第45条　一部解約金は、第43条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として４営業日目から当該受益者に支払います。

②前項に規定する一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したものについての支払いは、委託者の営業所において行うものとします。

③一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜信託契約の解約＞

第46条の1　委託者は、第４条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、

かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥第３項から前項までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにこの公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

第46条の2　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の１の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消に伴う取扱い＞

第46条の3　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の１第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

＜信託財産に関する報告書の作成＞

第47条　（削除）

＜受託者による償還金の払い込みと受託者の免責＞

第48条　受託者は、第49条第１項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②第40条第２項の規定は、前項の場合にこれを準用します。

＜償還金の支払開始日および支払場所＞

第49条　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

②前項に規定する償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したものについての支払いは、委託者の営業所において行うものとします。

③受益者が、第１項に規定する償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

④償還金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜質権口記載又は記録の受益権の取り扱い＞

第49条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款

によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託期間の延長＞
第50条　（削除）

＜信託約款の変更＞
第51条の1　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。
⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜反対者の買取請求権＞
第51条の2　第46条の１に規定する信託契約の解約（第43条第８項において準用する場合を含みます。）または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条の１第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
②前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

＜委託者および受託者の業務引継＞
第52条　（削除）

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞
第53条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞
第54条　受託者は、委託者の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第51条の１の規定にしたがい、新受託者を選任します。
②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜運用状況にかかる情報の提供＞
第54条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。
②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

＜公告＞

第55条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

第56条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　この信託約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条　第41条の１第５項、第45条第３項および第49条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年３月31日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年３月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条　平成18年12月29日現在の信託約款第９条（受益証券の発行）、第10条（受益証券の種類）、第12条（受益証券の記名式、無記名式への変更）から第17条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成５年11月26日

親投資信託
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針
この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2.運用方法
（１）投資対象
わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
（２）投資態度
１）主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
２）最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
３）株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
４）株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
５）非株式割合は原則として信託財産総額の50％以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10％以下とします。
６）国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
７）信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
（３）投資制限
１）株式への投資割合には、制限を設けません。
２）有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
３）金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
４）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
５）外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
６）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。